

清代の賦役全書

高 嶋 航

はじめに……………	四五—	(c) 雍正以後……………	四六三
一 賦役全書の纂修……………	四五三	二 賦役全書の構造……………	四六八
(a) 順治年間……………	四五三	三 賦役全書と清文……………	四八二
(b) 康熙年間……………	四五九	おわりに……………	四八九

はじめに

徴税は國家の根本である。そして徴税の根本は版籍にある。『漢語大詞典』によれば版籍とは「①戸口冊②版圖、疆域」とある。つまり版籍という戸籍簿をあらわす語が同時に國家の領域をもあらわすのである。國家そのものともいえる版籍の正確さについてこれまで論じられてこなかったわけではない。話を明清に限れば、例えば清水泰次は「版籍が國家財政の基礎である使命を考ふれば、これを徒に譌誤が多いからといつて、放擲して置くことも、いかゞかと思はれる」と述べ、明代の田土統計と税糧の關係について考察を加えている。¹明代には田土の總計を四〇〇萬とする史料と八〇〇萬と

する史料があった。いずれの數字を取にしても税額はほとんど同じであったから、清水は四〇〇萬は徵税を主とした田地の統計であり、八〇〇萬は免稅地の荒地山蕩を含んだ統計であるとした。つまりいずれの數字も正しく、統計の取り方が異なると考えることで二系統の數字を整合的に理解しようとしたのである。確かにこれはいずれか一方を正とし、いずれか一方を誤とする二者擇一的思考からは一步前進したといえる。ただ氏はどちらの數字も正しくないという可能性を考慮に入れることを怠ったように思える。何炳棣は在冊の數字と實際の耕地面積とに大きな隔たりがあることを指摘した²⁾。そして在冊の數字が實際より低い原因に折畝を擧げる。折畝とは、一畝以上の土地を一畝とみなして計算することで、何炳棣は折畝の慣行が中國全土に廣く行われていたことを檢證した。さらに開墾、免科、隱匿なども在冊面積を低くさせる原因となった。一方で、畝制の混亂や可耕地以外の土地を統計に含んだことが一部の地域で在冊面積を膨らませたと述べる。在冊の數字は徵税のためのものであり、現代のわれわれ研究者が望むような耕地面積ではありえない。氏の言う實際の耕地面積とは近年の統計を念頭においているのであって、つねにこれと比較して評價を行っている。しかし統計内容の差異を無視して數の大小だけを論じるのも如何なものか。現代の數値（それとて「正確」なものとはいえないが）を基準とした一元的な理解の仕方をいったん棚上げにすれば、より豊かな表象を得ることができよう。ある統計が正しいとか正しくない、或いは正確だとか正確でないというのはどういふことなのか。それは現在のわれわれが判斷できるものなのか。もし統計が正しくもなく正しくなくもするならば、それは一體何を表象したものなのか。つまり統計の數字の是非を問うのではなく、統計というものの自體を問題にすべきではなからうか⁴⁾。

清代の版籍の一つに賦役全書がある。本稿は以上の問題意識を念頭において賦役全書を論じる。清代の賦役全書に関する專論はまだなく、清朝財政に關する論考で言及されても『大清會典』の記述を大きく超えるものではない⁵⁾。制度を敘述するのが本稿の目的ではないものの、こうした狀況では賦役全書の編纂を順次追っていくことから考察を始めるのが適當

であろう。第一章では時代順に賦役全書の編纂状況をまとめた。第二章では賦役全書の構造を特に田土額の部分に注目して考察する。また賦役全書編纂のプロセスと動機を探る。第三章では清丈との関係から賦役全書の数字の根據、及びそれが意味するものを考える。賦役全書は徵稅の根據である。根據の根據を問うことにより、根據とは如何に危ういものか、そしてそれをどのように補完していたのか、すなわち根據を根據たらしめたのは何か、ということが明らかになるであろう。

一 賦役全書の纂修

(a) 順治年間

順治初年における焦眉の課題は、明末の過酷な收奪を取り除き民に休息を與えることと、官民が遵守すべき賦稅の制定であった。入關後の清朝が置かれた立場を考えるならば清朝には新たな徵稅制度を一から確立する經濟的・時間的・人的餘裕はなかった。明末の極度に過酷な増稅は別として、その制度をそっくりそのまま引きつぐことは、この時点において最適かつ不可避の選擇だった。この方針は順治元年一〇月、順治帝即位の詔の中で「地畝錢糧は俱に前朝の會計錄の原額に照らし、順治元年五月初一日より畝に按じて徵解する」と明言されている。⁶⁾ とはいえ具體的な賦役制度については未だ指示がなく、同年一月には寧承勳が賦役全書に記載されていない無藝の徵收を止めるべきことや易知由單の發給などを奏請している。⁷⁾ 眞定巡按衛周允は各地を巡行したのち同年一二月の疏のなかで、土地が荒廢して錢糧は舊額を徵收するのが難しいこと、もし舊額通りに徵收すれば「見在の丁」に逃亡者の稅糧を負擔させることになること、荒田・亡丁を整理するには丈量・編密を行うこと、そうすれば錢糧にも自ずから實數あらんことを述べている。⁸⁾ 戰亂の影響がとくに大

きかつた華北においては原額を徴收することさえままならず、丈量・編審を行ったうえでの原額の抜本的見直し現場から提起されたわけである。翌順治二年六月、禮部左侍郎孫之綱は淄川縣應徵減錢糧冊を奏呈した際に、各巡撫にも造冊を命じるよう請うた。⁹⁾ ここでいう「造冊」とは實錄の「賦役全書已經奉旨裁定、這所造淄川縣冊著併發」という記事から賦役全書であったことがわかる。¹⁰⁾ つまり順治二年六月までに賦役全書作成が命じられていたのである。「碑傳集」によれば、順治二年に戸部郎中の王弘祚が「博通掌故、尤善強記、于天下州郡錢穀之數、一見能識不忘」により纂修に當てられたという。¹¹⁾ ついで順治三年四月壬寅、戸部への上諭では、纂修にいたった動機が述べられている。

國の經濟と民の生活はまず財賦を重んじる。明末の私徵（私的徵稅）・濫派（過度の取りたて）で、民は安心して生活することができないでいる。朕は民の災難を救い、（稅役の）除くべきものは除き、改めるべきものは改め、徭役・賦稅を軽くして民に休息を與えようと願った。しかしながら、戰爭の後で方策が確立していないことにかこつけて、（稅役を）任意に増減している。……いま特に大學士馮銓を遣わして戸部に赴かせ、在京衙門の錢糧費目については、原額がどれくらいか、現在の收支・清算はどうなっているか、在外各省の錢糧については、明末の加派三項の免除がどれくらいか、現在する田土と民間で實際に耕作している田土はどれくらいか、實徵・起解・存留すべきはどれくらいかを戸部尙書の英俄爾岱公と調査させる。在内であれば當該衙門に、在外であれば督撫に責任を持たせて嚴格詳細にチェックして賦役全書を制定する。¹²⁾

徵稅の根據が失われたことにより、任意の徵稅という弊害が生じた。この弊害を是正するために賦役全書の作成が要請されたわけである。そして作成を行うのは在京各衙門と直省の督撫であった。この諭を邸報で見た張懋燾はおおよそ次のような上疏をした。

陛下は各省の錢糧が冊籍が無いために任意に増減されていることから、大臣を派遣して徹底調査し、賦役全書を刊行

して、法制を畫一ならしめようとしておられる。舊冊を底本とし、新例を参考にして入敷を定め、その後に出敷を清算する。帳簿を調べて根據があれば、官吏は貪猾をほしのままにすることは無く、小民も濫派に困ることは無い。明朝には賦役全書と會計録があり、天下に通行し、戸部に彙藏され、財賦出入の敷は悉く具わっていた。いま府縣の冊籍の有無はわからないが、戸部に所藏されているものをとってみると、條款はもとより明らかで、原額、起解、存留には一定の規があつて増減することはできない。(舊冊に據れば)入敷はすでに八、九割がはっきりする。舊冊によらずに整理しようとするれば、精度もおちるし年月もかかる。本朝は明朝とちがって法令が森嚴であるとはいへ、官吏の貪猾は習いとなり、非を正そうとすれば時間がかかるだけで、弊害もますます多くなる。察核よりは、直截のほうがよく、直截よりは、舊冊を査取するほうがよい。一日も早く經制が定まれば民困も早く甦る。¹³⁾

賦役全書を一から作成するのではなく、舊冊を基に額を定めて早く制度を確立する方が「弊害を除去し、民に休息を與える」という目的からいってもよいとする。張にとつて賦役全書とは、款項の條目がはっきり示され、収入と支出、部分と全體、過去と現在が一致することが必要であつた。その點で舊冊は、明末の所謂「三餉」を除けば、若干の異同はあるものの張の見解に合致しており、それゆえ舊冊は八、九割方依據するに足ると主張するに至つた。現實が如何であれ、その冊籍の根據が如何であれ、それが明快な形で示され、内部矛盾がなければ、それでよいという考えである。この時點で清朝は各地の現實を把握する能力はなかつた。地方官に調査させることが可能であつても、能力や狀況の異なる中で彼ら提供する「生の數字」よりもむしろ文書という現實の方が信頼に足るものであつた。帝國は文書を通して存在し、かつ支配するものであつた。現實に裏打ちされて文書が意味を持つのではなく、文書に裏打ちされて現實が意味を持つのである。このことは順治一一年四月の戸部條奏にはっきりとあらわれている。

賦役全書は一代の制度、各省の利弊に關係する。舊籍を調べると詳細で餘すところがなく、新規を創立するのに簡明

でわかりやすいことを期する。戸部右侍郎（の王弘祚）に敕して、舊存する賦役全書を速やかに訂正し、各司官を督率して、管轄の省に照らして新しい賦役全書を作成し、戸科と會同して吟味を加えしめんことを請う。……凡そ錢糧の徴收、解運、支銷、考成、蠲免の諸法は悉くこの書に據る。¹⁴

賦役全書が一旦完成すれば、賦役に關わることは全てこの書に基づいて行われる。帝國の賦役はこの書を通じて把握され、運用される。この意味で賦役全書の整備とは支配の確立と同義であつた。¹⁵

順治八年六月、刑科左給事中魏象樞は「錢糧は戸部が支出を掌り布政使が收入を掌ることになっている。ところが収入がはつきりしていないので支出も明らかではない。順治八年より歳終ごとに布政使は通省の錢糧を計算して項目に分けて冊籍を作成する。總督・巡撫・按察使はこれをチェックして黃冊の様式にしたて、總數ともども題本に附して御覽に呈する。さらに布政使の作成する清冊を在京各衙門に送つて互いに調査すれば布政使、戸部の弊を防ぐことができる」との上奏を行なつた。¹⁶ 彼はまた翌順治九年にも錢糧に關する中央と地方の連絡不備、及びそれに起因する錢糧の延滞の問題を解決するために、官の私徴を防ぐ「格眼文簿」と輸送時の遅延隱匿を防ぐ「循環文簿」の作成を上奏して¹⁷ いた。これをうけて戸部は順治九年一二月九日、「格眼文簿については戸部現行の會計冊の様式と同じであるから、この冊式を布政使に送り、當該省の本色・折色各項目の錢糧が今と昔で相違するものがあればこれを訂正して刊刻し、各州縣に送つて款目ごとに徵完・起解の數目及び戸部に起解する日付けや解戸の姓名を記し、年終に布政使、督撫を経て奏報させる」との題奏を行つた。¹⁸ 翌一〇日に順治帝の裁許をえ、河南省では順治一〇年正月に戸部から通知を受ける。河南巡撫亢得時は順治一一年六月に會計冊が完成し、戸部に送付するとの報告を行つている。會計冊の作成が命じられたのと相前後して、順治九年の題准では、各省の全書は布政使に刊造させること、萬曆年間額の額に據ること、各州縣は二部作成すること（一つは戸房、一つは學宮）が定められている。¹⁹ 全書作成はなかなかはかどらず、順治一一年には吏科給事中の郭一鶚が「修賦役全

書、逾久未成」なるを以って王弘祚を彈劾している。これは各省の冊籍が遅延していることによるものであったから、結局王は彈劾を免れた。⁽²⁰⁾ 同じ時期、戸科給事中楊璜も全書の完成を促していた。彼は、收支が漫然としていれば、國・民を苦しめることになるから、收支の數をはかり、「簿書を按じて經制を立て」ねばならないと考えていた。⁽²¹⁾ 同年五月、王弘祚は上奏の中で全書訂正の大略を次のように述べる。「各部に關する錢糧は咨文を送って、綱目（大要と細目）がすべて具備し、總撤（總數と分數）が符合するよう校正させる。（全書を）ひも解けば、起解・存留の款項・數目がはっきりとしていて調べがつくようにする。今後、人丁・田地の續墾・續増があれば、文書を作成して部に報告し検査する」。これを見てわかる通り、既存の帳簿類との突き合わせといった作業は全て各省で行われ、戸部で行われるのは提出された賦役全書の體裁や内部矛盾をつき止めることであつた。さらに同じ上奏のなかで王は作業の進具合を報告している。「直隸の眞定、順德、廣平、大名四府及び江南、浙江、河南、山東、山西、陝西、湖廣、福建の八省については訂正を濟ませて返送した。督撫はこれをもとに謄本を作成して戸部に送り返すことになつていたが、まだ送られてこない。直隸四府は何度か駁して調べさせている。保定、河間府は現在チェック中で、順德、永平と廣東はまだ全書を送つてこない。江西も一部しか送つていない。四川、廣西は戰爭中である」。これを踏まえ、順德、永平府と江西、廣東省に速やかに全書を送付すること、眞定府と江南など八省については謄本を戸部に送付するよう當該督撫らに嚴敕されんことを請うた。順治帝はこれに對して賦役全書の重要性を改めて強調し、到着濟みの全書は戸部と戸科が會同で調査・討議して具奏すること、未着のものは期限を切つて催促することを命じた。⁽²²⁾ その後の進展狀況は、翌年一月の杜濼の彈劾に答えた掲において示される。「順治一一年五月に上奏して旨をうけてから、十數回にわたつて催促を行った。操江巡撫より全書の謄本が送られてきて、戸科と會同して訂正し、發刊を許された。六月、眞定、順德、廣平、大名四府より全書が送付され、九月には江西より臨江など八府の全書が送られてきた。これらはともに食い違ひがあつたので、訂正して返送し、清書させた。一二月

に湖廣、江寧、一二年正月に河南、山西より全書が送られてきた。うち河南の全書はチェック済みで戸科に移送した。湖廣、山西の全書はチェック中である」と現況を述べたうえで河南省の例を擧げて作業が如何に困難かを訴える。「河南省には八府一〇八の州縣があり、さらに省總(省の總計)、府總(府の總計)を加えると、全書は一一七本にもなる。浙江では事柄が浩繁なので再考を要し、また山東では荒熟について審査が必要で、それぞれ期限延長を求めている。ただ全書を作成するにも徵解の數に據るだけではだめで、因革損益(沿革、増減)しなければならぬ²³⁾」。王弘祚の主張を見ると、慎重を期していることが遅延のひとつの原因であるかのように読み取れるが、作成された全書についてはその杜撰さが指摘されている。刑科給事中武攀龍は完成した河南賦役全書に虚偽錯誤があると王弘祚を弾劾した。河南の賦役全書は刊刻のため返送して手元になかったことから、ちょうど戸科でチェック中だった山西省の全書について、これを御覽に呈し、錢穀に詳しい大臣と戸科・戸部が會同して、數目がはっきりしているか、條款が適切であるかを調べて定式をつくり、河南などの全書はこれに依據して作らせることになった²⁴⁾。なお河南省については『河南賦役全書』の序文によってその後の状況を知ることができる。附箋をつけた箇所を訂正、チェックして刊刻せよとの戸部からの指示が順治一二年四月末から五月初にかけて河南布政使のもとに届き、河南布政使はこれを所屬の八府一州に傳えた。全書の訂正は遅々として進まなかったようで、戸部左侍郎王弘祚は六月末に皇帝から各督撫に嚴催していただきたいとの上奏を行う。河南布政使は戸部經由で七月二四日に督促を受け、のち訂正謄寫を終えて全書を進呈した²⁵⁾。こうしたやりとりは戸部と各省の間だけではなく、省内においても當然ながら行われていた。浙江省では李之芳らが編纂に當ったが、浙江巡撫秦世禎は送られてきた賦役全書を再三にわたって却下している。その理由は原額が大幅に増額されたことと、不均がはなはだしいことであつた²⁶⁾。かく様々な経緯を経て各省の賦役全書が完成した。順治一四年四月一四日、賦役全書の酌訂作業が終了したことから、巻首に掲載する敕諭を頒發していただきたいとの上奏があり、九月四日に敕諭が下された²⁷⁾。敕諭のなかで順治帝は全

書作成の動機、全書の内容を述べ、これを天下に頒布して税を取る側と納める側との両方に依據すべき根拠を示すことで過重な徴收の無いことを期するとその意義を説く。⁽²⁸⁾ この敕諭は各省に送られ、各省ではこれを賦役全書の巻首に掲載して御覽に進呈することになっていた。ただしこのとき全ての省で作業が終了していたわけではなかった。例えば福建省では戸部より改正を求められ、順治一五年一〇月によりやく刊行にこぎつけている。⁽²⁹⁾ 『清代行政制度研究参考書目』所載の順治賦役全書の纂修年度が順治八年から一八年とばらけているのは以上の理由による。纂修時期が異なるとはいえ、これらは一連の全国的作業のなかで生み出されたものであり、こうして清朝は財政の根本臺帳を手にしたのである。

(b) 康熙年間

順治元年より直隸各省の解京各項の錢糧は全て戸部の管轄になっていたが、順治七年よりまた各部寺が分管することになった。康熙二年、工科給事中吳國龍は康熙三年よりあらゆる雜項をすべて「地丁錢糧」として、兵餉分以外はみな戸部へ送ること、各省では簡明賦役冊を作成して戸部に送ることを建議した。⁽³⁰⁾ これはそれまで各部寺でばらばらに管理されていた解京錢糧を戸部が一括して管理することを意味する。この疏は裁可され、福建省ではこれをうけて簡明賦役全書を作成し、康熙五年七月に刊行した。⁽³¹⁾ 廣西省でも康熙七年に簡明賦役全書が作成されているが、廣西省は順治年間に賦役全書が編纂されなかったもので、簡明賦役全書とは別に賦役全書も編まれている。⁽³²⁾ 劉志偉のいうように財政收支の管轄の集中と賦税の款項の歸併は相補的な關係にあるから、財政構造の變化に伴い、その根拠となる賦役全書も當然改訂されねばならない。⁽³³⁾ ただし賦役全書の改訂が一部にとどまったという事實は、それが觀念として意識されていたにもかかわらず實際には改訂をせずとも財政改革をなし得たことを意味する。その後、康熙一一年六月に浙江、直隸、山西の一部の款目の變更による更訂があったものの、⁽³⁴⁾ 賦役全書の全面的な改訂は康熙二〇年代に入ってからであった。その端緒となったのは康熙

二三年三月七日に錢糧の清理を示唆した上諭である。³⁵ 同年四月一日には山西布政使が三ヶ月以内に賦役全書を作成して戸部に送るよう指示を受けている。³⁶ 翌二四年二月一二日の戸部條奏では、戸部での種々の積弊は款項が多端で檔冊が繁冗なことに起因するとし、錢糧に通じた滿漢の官員を選んで全書を整理し、「滿漢新書」を纂修することが述べられている。康熙帝はこれに對して、毫、忽、纖、微を（切り上げて）釐に改めればおそらく民に害を與えるであろうと慎重であった。戸部尙書科爾坤は「條項が繁多であれば不肖官吏がつけ込む。また毫、忽は本來計量できないもので、全て釐に改めて條項を簡にすれば民にも便である」と奏した。³⁷ 今次の改訂は全書の簡略化が目指されたわけであるが、具體的には釐以下の尾數の處理ということに議論が集中した。一ヶ月後の三月一〇日、「賦役全書は一旦定まればなく例となるであろう。……朕が思うに、田地には零細で一畝に滿たないものがある。毫、忽をみな一釐としてしまうと、今はやりやすいだろうが、きつと小民に累を及ぼすであろう」という康熙帝の懸念に對して、戸部尙書余國柱は、「民間では毫、忽以下を計量することはできないから、一釐に達した場合は一釐を納め、毫、忽などの尾數もまた一釐とする。このように改定すれば民に累を及ぼすことにはならないと思う」と、戸部の方法が簡明・民便の條件を滿たすことを再度主張した。³⁸ 一錢を三・七三グラムとすると、一釐は〇・〇三七三グラム、一毫は〇・〇〇三七三グラム、一忽に至っては〇・〇〇〇三七三グラムであり、計量單位というよりは、計算上の數値にすぎないのであって、實際に納税するときにはせいぜい分、釐の單位までであろう。たとえ釐の單位まで正確に計量されたとしても、規定の稅額だけしか拂わないということはず考えられない。公的私的な種々の附加稅が上乘せされるので、釐以下が切り上げられても切り捨てられても、納稅の段階ではそれほど問題にならない。いわんやここで問題にされているのは省や府、州縣の總數である。その尾數が切り上げられても切り捨てられても微々たる物である。³⁹ むしろ問題となるのは、康熙帝のいうように胥吏らがこの改訂を口實に需索をほしきままにすることであった。實際の作業は二月の上奏直後に開始され、刑部侍郎蘇赫、副都御史胡昇猷、光祿寺卿

龔佳育を監修官とし、戸部との會同で行われた。改訂はまず徴科がもっとも繁雜な江南の州縣から始まり、ついで山東に及んだ。尾數は全て削除されたが、一部の者はかえって不便だとした。⁴⁰⁾

康熙二四年九月一六日、修成山東濟南府簡明賦役全書の體式が御覽に供された。「條目が多くて一目でわからない」という康熙帝の言を受けて、大學士王熙らは「凡例を見ると大略はわかるが細かい款項については全く明晰でない」と意見を述べた。康熙帝は「州縣の官員は錢糧の事務がよくわかっているはずだ」と尋ねたところ、王熙らは「よく知るものは一〇中二、三に過ぎない」と答えた。ならば外官を経験したものならよく知っているはずだと言うことで陝西布政使であった麻爾圖に尋ねたところ、州縣の錢穀の總數は知っていたが、その詳細については「全てがわかっていただけではない」と答えたことから康熙帝の叱責を受けた。戸部の題本には原刊の賦役全書と併用するとの記載があったようで、この件について尋ねられた王熙らは「現在作成中の簡明賦役全書は民間で行いやすく、貪官滑吏らも悪いことはできない。原刊の賦役全書は明朝よりこのかた傳わってきたもので、順治帝のときに王弘祚に重修させ、細目まで詳細明瞭に記載されているから廢するわけにはいかない」と回答した。戸部の構想では現行の賦役全書を最終的根據として残しておき、簡明賦役全書はそれに替わるものではなく、そのダイジェスト版として位置付けたのである。ところが康熙帝の關心はそうした技術的なものではなく、絲、忽の尾數は免除すべきかという點であった。大學士明珠は「もし免除すれば正項錢糧が三萬餘兩缺けてしまう」と答えると、康熙帝は民に有益なれば三萬餘兩は多くないとして九卿に協議するよう命じた。⁴¹⁾ここでは康熙帝と臣下の意識のズレとともに、戸部の尾數切り上げに對して、尾數の切り捨てが示唆されたことを確認しておこう。

十一月一日、吏科給事中楊周憲は簡明賦役全書を停止すべきことを奏請し、その理由として「戸部は銀の尾數を釐にいれ、糧の尾數を勻に入れるとするが、それは州縣の尾數についてだけで、州縣の總數に收める各圖、各甲、各里の尾數はことに繁多で、弊害を生じなくはない。また毎年作成する冊籍も書吏が需索して民に難儀をかけるであろう」ことを擧げ

た。康熙帝はこの意見が「是に似たり」であるとし、今次の改變で弊害が無くなるのかどうかを九卿にたずねた。戸部は簡明であり行うべきだと主張しているが、九卿の間では行うべきと主張するものと、行うべきでない⁽⁴²⁾と主張するものに分かれていた。康熙帝は虚心に公議すべしと命じる。これに對する九卿の回答は二月二日に行われた。九卿らは全書改訂を續行することで一致した。吏部尙書達哈塔は「尾數を削除すれば檔冊が簡明で調査も容易である。また削った銀は數千兩で多くはない」と贊同の理由を述べた。尾數の處理が切り捨てへと變化していることに注意しよう。康熙帝は削った錢糧が問題ではなく、民に益があるかどうかが問題なのだ⁽⁴³⁾と答えた。李之芳は「戸部は先に絲を毫に歸すといったが、いま臣らは絲以上の數は殘して忽以下を削ることにした。こうすれば調査しやすく胥吏も弊をなさず、民に有益だ」と奏した。楊周憲は尾數がなくなることで數字の根據が曖昧になり、これを口實に胥吏らが恣意的に稅額を操作することを問題にしたのだから、切り捨てにしたからといって問題が解決するわけではない。そして康熙帝が重視していたのは民への負擔如何であったから、これらの意見から判斷を下すわけにはいかなかった。戸部尙書余國柱は採擇を乞うたが、康熙帝はさらに阿蘭泰、蘇赫、錢珏らの意見を聞いた⁽⁴⁴⁾。四日にもまた意見を求め、結局九卿の議に従うことになった⁽⁴⁵⁾。

二六年三月に至って吏部尙書達哈塔と工部尙書王日藻が賦役全書の監修を命じられた⁽⁴⁶⁾。康熙二七年十一月一九日に賦役全書が完成し、御覽に供された。大學士伊桑阿は新書が分かりやすいと稱し、大學士王熙は新書を用いるも、舊書はなお留めて參考に備えるべきだと奏した。康熙帝は不便な所があればのちのち行いがたくなるであろうから、九卿に渡して目を通すように命じた。翌二〇日、戸部尙書鄂爾多や熊賜履らは新書は簡明ですぐに刊刻頒行すべきこと、舊書は留めて參考に備えるべきことを述べた。康熙帝は各省の全書を各省の巡撫に送り、錢穀關係の官吏らと會同でチェックするよう指示した⁽⁴⁷⁾。こうして簡明賦役全書は四年近い歳月を費やして作成されたが、舊書が長年使用されていること、歴年の増減については奏銷冊籍があつて調査できることから、新書は結局頒布されず、布政使のところ⁽⁴⁸⁾に置かれた。この書が刊刻され

たかどうかは定かでないが、内閣文庫所蔵『江南賦役全書』は實にこの康熙二七年の簡明賦役全書の抄本に他ならない。いま『新編江南蘇州府吳縣簡明賦役全書』の凡例によって内容を概観してみよう。

第一條は舊全書には各部寺衙門の錢糧について十餘條の記載があったが、これらは既に戸部に歸併されたので削除して切要な款目のみ全書に編入すること、徵收・支解及び奏報の冊籍はすべて新編全書の款目に照らすこと、舊全書は留めて參考に備えることが述べられる。第二條は先述の尾數に關する議論を受けて、新編全書内の銀米の尾數は忽・撮以下を切り捨てるというもの。第三條は新編全書内の地丁錢糧の數目は康熙二三年の奏銷冊と易知由單に基づくとする。つまり舊い賦役全書は税額の確定には預かるところがなかったのである。また數目に變化が生じた場合は奏銷冊に記載することになつていた。第一二條では舊全書で總數と散數とが符合していなかったことを指摘し、新編全書ではそれを更正したと述べる。凡例には康熙帝と九卿との間で議論されたことがよく反映されている。ではなぜ頒布されなかったのだろうか。この點については第二章で言及する。

(c) 雍正以後

康熙末年から雍正にかけて、滋生人丁の不加賦、攤丁入地、養廉銀の導入など税制上重要な改革が次々と實施された。財政システムは大きく變容し、賦役全書との乖離はますます進んでいた。『清朝文獻通考』には雍正一二年に賦役全書の重修が行われたことが記されている。

凡そ額徴の地丁錢糧商牙課税から支出すべき官役俸工・驛站料價、及び解すべき本・折色の絹布顔料銀硃銅錫茶蠟などの款目は原額・新增・開除・實在、並びに司・府・縣・衛所の總・散の數目にはっきりわかち、全て雍正一二年を基準として詳らかに審査して編集・刊行する。また數年たって符合しないことがよくあるから一〇年に一度修訂す

この記述からは如何にも全国的に纂修が行われたように映るが、『清代行政制度研究参考書目』を見ると、「雍正一二年修」とされる賦役全書はわずかに湖南、廣西、山西のものがあるにすぎない。⁴⁹いま山西賦役全書の序文をもとに雍正一二年の賦役全書重修の経過を敘述しよう。雍正一一年に果親王允禮が戸部を總理することになり、以前の賦役全書を調べたところ、戸部のものは揃っていなかった。そこで各省に印刷して送るよう行文した。督撫らの咨報によると賦役全書は順治一七年と康熙二三、四年に刊刻され、また雍正元年に重修されたものもあるが、現在の款目と齟齬を來している。そこで戸部は、重修しないと歷年の増減裁存を参照することができず、現在の成規定制が容易に混淆してしまふので、賦役全書は雍正一二年を基準とすること、各款目は原額・新增・開除・實在や司・府・州・縣・衛所の總・撤の數目に分かつこと、一年以内に戸部に送ること、經費は存公銀から捻出すること、一〇年に一修することを各省の督撫に命ずるよう上奏した。「依議」との諭旨をうけて戸部から各省へ賦役全書重修の咨文が出される。山西では布政使王蕃が七府一一州の所屬各州縣に賦役全書を作成させ、これらをまとめた。⁵⁰山西省の賦役全書が完成したのは王蕃の任期から考えて雍正一三年四月から乾隆二年四月の間である。つまり雍正一二年以降しばらくの間に作成された賦役全書は、この重修の命に基づくものと考えてよさそうである。とすれば、乾隆初年の畿輔條鞭賦役全書、廣東賦役全書、乾隆三年の福建賦役全書も此度の重修の一環と捉えることができる。⁵¹では重修が行われなかった省はどのような理由で行われなかったのか。江西省では順治一四年に賦役全書が編纂されてから修訂されなまま七〇年以上が経ち、賦役全書はカビが生えて散失してしまっていた。雍正一二年に賦役全書重修の文を奉じた江西布政使刁承祖は税の減免や土地の喪失などによる賦額の變更がまだ承認されていないので、上奏して承認されてから編纂を行うこととし、乾隆八年に布政使彭家屏のもとで賦役全書が完成している。⁵²さて雍正一二年の規定では一〇年に一度修訂することが定められていた。山西省では乾隆九年が次期修輯の年に當たっ

ていた。ところが乾隆一〇年より俸工が釐正されること、太原など三九州縣の攤丁入地が乾隆一二年より實施されること、乾隆一〇年が編審の年にあたり款項の變化が多いことから、かりに刊刻しても現在の款項に符合せず、國帑の無駄であるばかりでなく以後一〇年間據るべきものがないことになるので、修輯を延期したいとの咨文が山西巡撫よりなされた。⁽⁵³⁾ 山西省では乾隆四一、五一年にも賦役全書が刊造され、その次にあたる嘉慶二年にも山西布政使司馬駒が賦役全書刊刻の許可を請うている。造冊の費用は嘉慶二年度の耗羨銀を用いることとなり、工部に見積もりを報告している。布政使經歷楊勵徳の見積もり額は一一一八兩五錢七分四釐であつた。しかしこれは工部の駁を受ける。最終的には嘉慶三年六月二四日の諭旨で刊刻が許可され、嘉慶元年の奏銷冊を基準として作成されることになった。⁽⁵⁴⁾ 乾隆一二年には、現状と一致させるために乾隆九年ではなく敢えて最新のデータを盛り込んだのに對して、嘉慶三年の場合は嘉慶二年のデータが入手可能であるにもかかわらず、嘉慶元年のデータに依據している。大きな變化がなかったとも考えられるが、このことは賦役全書の作成が形式化していたこと、もっと言えば賦役全書の意義が形骸化していたことを示すと思われる。

江西省はこの規定を長期間にわたって實行したほとんど唯一の省であろう。同治一二年の賦役全書にはこれまでの賦役全書の凡例を掲載している。それによれば乾隆八年のあと、乾隆一八、二八、三八、四八、五八年、嘉慶八、一八年、道光三、一三、二三年、咸豐三年、同治二、一二年と實に一四〇年間に一四度の續修がなされた。興味深いことに乾隆一八以降の凡例には編集の開始した日と終了した日が記されている。乾隆一八年の續修では八月六日に開局し、同年一二月一七日に終了している(表1)。日數にすると一三〇日間である。乾隆二八年は九月四日から翌二九年正月二二日までの一三七日間、乾隆三八年は八月九日から一二月八日までの一一七日間となっている。そして乾隆三八年以降、開始の時期は若干前後するものの日數はだいたい一七日間固定された。ここからも賦役全書の續修という作業がルーティン化したことがうかがえる。編集開始時期はだいたい八、九月であつたが、咸豐三年のものは咸豐五年二月二四日とずれ込んで

表1 江西省賦役全表書編纂日數表

編纂年	編纂期間(年・月・日)	編纂日數
乾隆一八	一八・八・六	一三〇
乾隆二八	二八・九・四	三三七
乾隆三八	三八・八・九	一七
乾隆四八	四八・八・九	一七
乾隆五八	五八・九・四	一七
嘉慶一八	一八・八・九	一七
嘉慶一〇	一〇・六・一	一七
道光一八	一八・八・一	一七
道光二八	二八・九・二	一七
道光三三	三三・閏七・二	一九
道光三三	三三・閏七・二	一九
咸豐三	五・三・二	一九
同治二	三・一・二	一八
同治二	三・三・二	一八

出典：同治『江西賦役經制全書』

のまま残された。また乾隆一九年の賦役全書は藩庫に入れて稽查に備えた。ここにいう新例とは乾隆三〇年六月一九日、四川布政使錢琦の上奏に因るものである。「各州縣には賦役全書があるけれども、年月が経過すると、増減參差が生じる。雍正一二年の例によれば一〇年に一回全書を修刻することになっている。今年は四川ではちょうど修刻の年にあたり、全書を修刻することになっていた。私は着任してから(着任は乾隆三〇年四月二五日)、この原稿に目を通したところ根據のない名目があって驚きを禁じえなかった。これは僻地のために陋規が未だ改まっていなかったところ、古い全書が踏襲されているだけのことであった。また巻尾にある「缺額」「無徵」なども、徴收しないのだから文字を残す必要はない。錢糧の名目が最も簡明なのは奏銷冊であるから、以後奏銷冊の様式に従って全書を修刻すること、單に明代のものを踏襲しただけで根據のない名目を削除すること、新例は專書があるので削除すること、以上を他の各省にも適用さ

いる。そしてそれ以後は續修すべき年の翌年にはじまるようになった。

四川省の賦役全書は乾隆九年のものと道光二四年のものが残っている。道光二四年の賦役全書の序文から、少なくとも乾隆一九、二九年と道光一四年の賦役全書があったことが確認される。うち乾隆二九年のものは乾隆三〇年の錢琦の着任以後に作成されたものである。賦役全書は乾隆二九年の奏銷冊に基づいて作成され、總冊内の田地銀糧は新例に准じて毫、勻までで斷じ、以下の尾數は削除したが、散冊内では稽查に備えるために尾數はそ

せることを奏請⁵⁶した。この奏請は准されて會典事例にも收められている。奏銷冊の尾數についてはすでに雍正一二年一二月に通政司錢以壇が削除しよう奏請している。「各省から戸部に送られてくる奏銷冊には銀數であれば分釐の下にも毫絲忽微纖塵渺漠沙涇涯灰などが連なり、米數にしても升合の下に勻抄撮圭粒顆糖糝といった文字が連なっている。これらは定制に従っているわけだが、條目が煩雜で作成・チェックに時間がかかる。それにもし尾數に符合しないところがあれば文書の往還・作成を要し、様々な弊害が生まれる。銀數であれば釐以下の尾數を釐に併せ、米數であれば合以下の尾數を合に併せ、細かい尾數を削除すれば、國課においても減少することなく、各省での清冊や易知由單の額數などが簡便で作りやすくなるだけでなく、弊端も取り除かれるであろう⁵⁸」。さて錢琦によれば四川では賦役全書の名目は明代の舊書を踏襲しただけであった。過剰な名目は賦役全書を見難い物にするばかりでなく、印刷費を増加させ、官吏にその悪用を許してしまう。そこで錢琦が目をつけたのが奏銷冊であった。賦役全書は最も頻繁な場合でも一〇年に一度しか更新されない。それに比して奏銷冊はその年その年の財政狀況を(タイムラグはあるものの)示してくれる。賦役全書が全國的な財政の構造を示すいわば空間的な座標であるとするならば、奏銷冊は時間的な座標を示すとも言える。康熙年間、簡明全書が不要であるとの理由に「歷年増減地丁銀米、俱有奏銷冊籍可稽」とする議論からもそれは明らかだろう⁵⁹。賦役全書と奏銷冊は相補的關係にあるとはいえ、奏銷冊のほうが最新の情報を載せており、しかも簡明なことから、もっぱら奏銷冊が参照されるようになっていった。これは會典事例などを見るとよくわかる。奏銷制度も乾隆以降形骸化していくが、にもかかわらず様々な規定が附加されていった。一方、賦役全書に關する規定は實質雍正までで、乾隆以降のものとは上述したように奏銷冊の形式に倣えという規定しかない⁶⁰。王慶雲が「乾隆三〇年、全書に不經の名目が多く載せられていたことから、奏銷冊の形式に倣うことになり、全書と奏銷冊が合して一となった」と評するように、これ以降賦役全書と奏銷冊の形式は統一される⁶¹。しかし文書形式の統一は財政構造の統一ではなく、現實からの更なる遊離を意味したと思われる⁶²。

十年一修という規定の成立は必要に迫られての全書作成を義務的なものへと變容させた。加えて賦役全書が對象とする田賦の重要性が日増しに低下しつつあったこともあり、賦役全書の改訂が及ぼす影響が減少する傾向にあったことも、賦役全書の形骸化を促進したであろう。形骸化が進めばそれだけ改訂は容易になる。乾隆以降、賦役全書が頻繁に作成されるようになったのは以上の理由による。

二 賦役全書の構造

蘇州府の在冊田地人丁から算出された原額は「壹百壹拾捌萬肆千貳百柒兩柒錢壹分柒釐柒毫貳絲參忽肆微伍沙陸塵貳渺參漠」である。この數字一つ見ても明らかのように、賦役全書はまさに數をあらわす文字で埋め盡くされ、繁雜で讀むにたえない。これは現代のわれわれがというだけでなく、當時これを扱っていた人々にとっても、である。それゆえ賦役全書を読みやすくするために抬頭、「〇」による分節化、二行どりによる強調など様々な装置が施された。さらに記述内容自體の簡明化も早くから行われていた。すでに順治年間の全書編纂において、江南のいくつかの府では簡明賦役全書が作成されている。同時に作成された賦役全書では、例えば戶口人丁の府の總額を示した後に所屬各州縣のそれぞれの額が列擧されるが、簡明賦役全書では總額のみの提示となっている。康熙二〇年代の改訂では、項目の整理と共に尾數の處理が問題になった。煩瑣な原額の數字を改めることには抵抗があったようで、康熙帝と九卿らの間で何度も議論が交わされた。なぜ數字に手をつけることが反對にあったのだろうか。簡明全書を作成するに當たって、順治賦役全書を参考に留めておくことが前提とされていた。これは新たな全書の數字の根據を明確にするためである。そうでなければ稅額が何をもとに決められたのかわからなくなってしまふ。校正ミスで誤った數字が書かれてもわからないのである。このことは他意の

ない場合と同様に意圖的な改變についてもいえることである。同じ論理が數字の議論にも適用できる。税額の尾數を處理してしまふと、その數字の由來が曖昧になってしまう。曖昧になれば、數字の操作を行つてもこれを檢證することができない。四川では總冊については尾數をカットしたが、散冊の中では尾數を留めて「稽查に備えた」⁶⁴。また乾隆三年の清河縣の賦役全書では尾數の削除が行われ、舊全書で四千八百二十頃七十九畝三分九釐七毫二絲四忽だった數字が乾隆三年賦役全書では畝以下が四分に切り上げられて四千八百二十頃七十九畝四分となっている。乾隆三年以降、畝數は全て釐までしか記されず、それ以下の數値は四捨五入されて税額の計算には反映されない。ところが縣志には、「按ずるに舊の尾數は尙お二毫七絲五忽あり。全書は節去して以て簡明に歸す」とか「按ずるに舊の尾數は八分五毫四絲五忽。全書は足して一釐と成し以て簡明に歸す」というふうな元の數字は注のかたちで残されている。⁶⁵無藝の徵收を杜ぐために作成される賦役全書であるから、その數字の根據をトレースできなければならぬ。煩瑣な數字はそれ自體で根據があることの證しであった。しかし一方では煩瑣なために誤りも多く不正の温床となりえた。福建省では沙と秒をとりちがえるということがおきているが、これは數多ある誤りのほんの一例に過ぎない。⁶⁶

賦役全書の内容は大まかにいえば、収入と支出にわけることができる。⁶⁷収入とは徵收すべき税の款目と額のことである。税額を決める根據となるのは丁數と畝數および科則であるから、その内譯が詳細に記される。このほか江蘇省には雜辦という収入項目がある。⁶⁸支出は他の官廳に送る起解と當該官廳で使用する存留、そして起解・存留のそれぞれについて現物である本色と銀に換算した折色という指標から四つのカテゴリーに分類される。ここでは田賦、とくに畝數に注目して賦役全書の構造を分析してみたい。まず州縣の賦役全書について、表2を参照しながら、同治四年『吳縣賦役全書』を檢討してみよう。人丁については省略して田地山蕩から。

乾隆三年原續田地山蕩柒千壹百陸拾玖頃壹畝捌分玖釐伍毫。共平米壹拾伍萬柒千貳百貳拾捌石柒斗肆升伍合陸勺玖抄

參攷貳圭。共該本色米麥豆柒萬捌千陸百貳拾肆石玖斗貳升柒合肆勺。共該折色銀捌萬柒百捌拾柒兩壹錢參分捌釐。

まずは乾隆三年の賦役全書の數値が擧げられる。「原續」の七一六九〇一・八九五畝は乾隆三年時點での舊管であり、康熙簡明全書の數字を指すかと思われるが、簡明全書のそれは七一六九二七・一二五畝であつて若干異なる。土地の面積の後には、それに科則をかけて算出した平米の額が書かれるが、これについては計算上の素値であらう「圭」にいたるまでの細かい數字が並んでいる。ただしこの點は吳縣が異例であつて、元和縣などでは勺までしか記さない。次にその内譯として本色米麥豆と折色銀の額を記す。表2の二行目にある「康熙二十八年至乾隆元年共陸增田地蕩」は康熙二八年より乾隆元年までに増加した（＝升科した）土地の合計である。次の「應除康熙四十三年勘報題蠲濱湖坍沒田」は坍沒により減少した（＝免科された）土地で、これらを差し引きしたものが「通共田地山蕩柒千壹百玖拾頃肆畝貳分伍釐參毫壹絲伍忽」（表2、四行目）である。「四柱」で表現すると舊管＋新增－開除＝實在となる。乾隆四〇年賦役全書では乾隆三年の實在が舊管となり、新增・開除が列擧されて實在額が導き出される。以下、同治四年の實在額が算出されるまでこのプロセスが繰り返される。ここに列擧された新增・開除にはそれぞれ對應する案が存在する。いま「乾隆三十二年十一月清查陞除等事案內奉豁太湖廳分徵洞庭東山續報太湖營添建都司千總衙署營坊公佔田地」について検討してみよう。これは太湖營の都司千總衙署建設にあつてその敷地の税糧を免除した案である。『清實錄』乾隆三十二年一〇月甲申には「豁除江蘇元和・吳縣・崑山・新陽・金山五縣、乾隆二十三、四年衝塌不能墾復地一百七十二畝有奇額賦」とある。各縣の賦役全書を調べると、それぞれ乾隆三十二年税糧免除の記事を掲載しており、その合計値一七二・三七畝はまさしく實錄の數字と一致するのである。⁶⁹よりわかりやすい例をあげよう。『清實錄』乾隆三十二年八月丙戌の「豁除江蘇丹徒縣坍沒田地二十三頃四十畝有奇額賦」は同縣賦役全書の「乾隆三十二年豁免乾隆三十一年坍江田地貳拾參頃肆拾畝柒分參釐」に對應している。すべての案が實錄に記載されているわけではないが、賦役全書に記載される案には全て依據すべき文書が存在する。

表2 吳縣田畝增減表

乾隆三年 賦役全書	乾隆三 原續田地山蕩	七二六九〇・一八九五 (畝)
康熙二八〇乾隆一	共陞增田地蕩	三一七五・二〇六一五
康熙四三	勘報題錫濱湖坍沒田	△二〇七二・八四八
乾隆三	通共田地山蕩	七一九〇〇・二五三一五
乾隆四〇年 賦役全書	乾隆三 入額陞科蕩	九六二・一二四八
乾隆五	入額陞科蕩	一七三四・〇八二六一三三
乾隆一〇	陞增山蕩地	三五四・四一四四三九
乾隆一四	入額陞科田地	一・七六四
乾隆一九	入額陞科田地	六・六三六
乾隆二五	入額陞科田地	〇・〇三七五
乾隆二五・一〇	奉豁吳縣原報坍沒挖廢公佔田地蕩	△七九四・一一〇四三
乾隆二〇・二	奉豁吳縣原報義塚公佔田地山	△二二一・四八七六五七
乾隆二二・六	奉豁吳縣續報坍沒田蕩	△一三四・一八七
乾隆二八・八	奉豁吳縣續報義塚田地	△一九・四一四
乾隆二八・八	奉豁太湖同知分徵洞庭東山原報太湖營衛署教場公佔田地山蕩	△八一・八〇二
乾隆三一・一	奉豁吳縣治平寺基公佔山地蕩	△七五・六八一
乾隆三三・一一	奉豁太湖廳分徵洞庭東山續報太湖營添建都司千總衙署營坊公佔田地	△五・一六
乾隆三九・一〇	奉豁吳縣續報桑敬憫二園義塚公佔田地	△二七・三八
乾隆六〇年 賦役全書	乾隆四〇 實在田地山蕩	七二〇八〇・七〇〇四一五二
乾隆六〇	奉豁吳縣續報勘實坍沒田地蕩	△一九六四・二三
乾隆五八	奉豁吳縣續報民人郁有斐捐置義塚公佔田	△四・〇
乾隆六〇	實共田地山蕩	七二八三八・四七〇四一五二
道光一〇年 賦役全書	嘉慶二五 道光一 奉豁吳縣續報同仁堂義塚田地 奉豁吳縣續報積功堂義塚田地	△一五・六四三 △二一・二〇四

同治四年 賦役全書	道光二 奉齡吳縣續報桑敬堂義塚田 道光二 奉齡吳縣續報西華香山等處坍沒田地 道光七 奉齡吳縣續報輔仁局義塚田地 道光八 奉齡吳縣續報永義堂田 道光一〇 奉齡吳縣續報體善堂義塚田 道光一〇 實共田地山蕩 太湖同知分徵洞庭東山田地山蕩 實該吳縣應徵田地山蕩	△四四・七九二 △一七八四・六二一 △二一・一一六 △五四・七五八 △四五・八〇九八 七一六八五〇・五二六六一五二 △七二七三六・四一九 *六四四一・一四・一〇七六一五二
同治四年 賦役全書	道光一五 續報奉齡男普濟堂義塚田 道光二〇 勘報奉齡輔仁局義塚田 道光二四 奉齡葆元堂義塚田地 威豐一 奉齡清節堂義塚田 威豐一 奉齡積功堂義塚田 威豐七 續報繼恆善堂義塚田 同治四 實共田地山蕩	△二一・二三二六四 △一・八四二 △七・六九 △一〇・八四 △二四・四一五 △一四・五一三 六四四〇三三・五七四九七五二

出典：同治『吳縣賦役全書』

*乾隆一二年より太湖廳が洞庭東山の税糧を徵收することになった。乾隆六〇年までは實在田土額に太湖廳分が含まれていたが、道光一〇年以降は太湖廳分が引かれている。

△開除の項目。

むしろ上級官廳に報告された案はすべて採録されたといった方が正しいかもしれない。問題は、あるはずの文書がない場合である。

金山縣賦役全書に「兵燹以後、上下衙門、冊檔無稽」とあるように、太平天國の亂によって官廳の多くの文書が散逸してしまい、歴年の案件を調査するのが困難になった。⁽⁷⁰⁾ 例えば吳縣では威豐元年奉齡清節堂義塚田に関するデータがなかった。このデータは「司冊」に記載されていたようで、戸部に問い合わせたがみつからなかった。結局、實際の免税總額に符合するように設定され、その旨が注記されている。⁽⁷¹⁾ また靖江縣では各年の「陞冊増除銀米司冊」について戸部に問い合

出典：光緒元年『太湖廳賦役全書』
表中「—」は一釐に満たないため額がないことを示す

科 (石)	則	每畝科本色米 (石)	每畝科豆 (石)	每畝科折色銀 (兩)	耗 (兩)	銀	每畝攤徵人丁銀 (兩)	耗 (兩)	銀	每畝攤徵雜辦銀 (兩)	耗 (兩)	銀
〇・三四四	田	一二五七・六八五二	〇・九一九	一三一九・七九	六五・九九	一〇七・九四	五・三九七	二〇・二五四	一・〇一三	—	—	—
〇・一	田	三〇・七四九九	〇・〇二二五	三〇・四二六	一・五二一	一・六四一	〇・〇八二	〇・三〇八	〇・〇一五	—	—	—
〇・三	地	二・〇五三四	〇・〇〇一五	一・九九六	〇・一	〇・一六四	〇・〇〇八	〇・〇〇二	〇・〇〇二	—	—	—
〇・二五	地	〇・五三四二	〇・〇〇〇四	〇・四六二	〇・〇三三	〇・〇三六	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	—	—	—
〇・二	地	七・六七五三	〇・〇〇五六	六・五二九	〇・三三六	〇・四七三	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二四	—	—	—
〇・一五	地	一・二〇六四	〇・〇〇〇九	一・一〇一	〇・〇五五	〇・〇七二	〇・〇〇四	〇・〇〇四	〇・〇〇四	—	—	—
〇・〇六三	地	五六六・一六六六	〇・四一三七	七二八・一七四	三六・四〇九	三〇・二〇八	一・五一一	〇・〇〇四	〇・〇〇四	—	—	—
〇・〇五三	山	一一・五五九三	〇・〇〇九二	一一・〇〇一	〇・六〇一	〇・六七	〇・〇三三	〇・〇三三	〇・〇三三	—	—	—
〇・〇三二	山	二二・五九七一	〇・〇一七二	三〇・〇二四	一・五〇一	一・二五九	〇・〇六三	〇・〇六三	〇・〇六三	—	—	—
〇・〇一五	山	一四一・九七四八	〇・一〇三八	三〇八・五四三	一五・四二七	七・五七五	〇・三七九	〇・三七九	〇・三七九	—	—	—
〇・二五	蕩	〇・三三四五	〇・〇〇〇二	〇・二四七	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇〇一	〇・〇〇一	〇・〇〇一	—	—	—
〇・二	蕩	五四・五一七	〇・〇三九八	三八・三七八	一・九一九	三・三六二	〇・一六八	〇・一六八	〇・一六八	—	—	—
〇・一五	蕩	七八・七一六五	〇・〇五七五	五七・〇二四	二・八五一	四・六七二	〇・二三四	〇・二三四	〇・二三四	—	—	—
〇・一	蕩	一四〇・二三四一	〇・一〇二四	一〇三・一八六	五・一五九	七・四八二	〇・三七四	〇・三七四	〇・三七四	—	—	—
〇・〇五	蕩	四四・二六〇九	〇・〇三二三	四三・七九五	二・二一九	二・三六二	〇・一八	〇・一八	〇・一八	—	—	—
〇・〇三	蕩	四八・六一〇五	〇・〇三五五	六四・五四	三・二二七	二・五九四	〇・一三	〇・一三	〇・一三	—	—	—
〇・〇一五	蕩	八一・八八三一	〇・〇五九八	一七七・九五	八・八九八	四・三六九	〇・二一八	〇・二一八	〇・二一八	—	—	—
合計		二四九二・七五三五	一・八二二三	二九二四・一七五	一四六・二〇九	一七四・九〇一	八・七四五	三三二・八一九	一・六四一			

表3 太湖廳稅額表

わせたが、咸豐六、七、八年のものしか残っておらず、「縣冊」をベースに咸豐七年の奏銷を参照して新增・開除の項が作成された。²²⁾ 賦役全書の編纂とは、要するにこうした様々な文書に記された案をもとに、現行の税額がどのような経緯で導き出されたかをトレースして提示することにほかならない。

収入の最後には通縣の税額が二行どりで大書される。通縣の總額と科則別税額の合計値は一致するのだろうか。科則が比較的少ない太湖廳を例に檢算をしてみよう。光緒元年の太湖廳賦役全書の特徴は同治年間に行われた減賦の成果が反映されていることである。減賦前後の科則と平米（ \parallel 科則 \times 畝數）を記しているから檢算も容易である。ただ兩者を記載することは一層繁雜になっている。賦役全書が實際の徵税のために作成されたならば、減賦後の數字さえ書けば済む。繁雜になることを厭わず兩者の數字を掲載したのは、新しい税額の根據を示すために他ならない。さて三斗四升四合則の田は減賦後、科則が約二斗六合にまで下げられた。それに伴って平米も四二一八石から二五三一石に減少した。ただこれは計上上の税額であって、實際に納入する場合は、本色米、折色銀など更に細かいカテゴリーに分割される。通境の總額として掲げられるのは後者の方である。賦役全書そのものを例に説明するのはあまりに煩瑣であるから、表3をもとに説明しよう。通境の總額は①田地山蕩共額徵本色米②遇閏加徵米③額該丁田雜辦等項共徵銀④遇閏加徵銀に分けられる。太湖廳の場合、①は三三六五・三九三三石、ここから免稅分を差し引いた實徵米は二四九四・五七四八石である。これは表3のAとBの合計値に一致する。②と④の閏月の増加分はここでは扱わない。③は實徵分の銀が三二二六・〇三兩、それと随正伍分耗羨銀が一六一・三〇二兩である。前者は表3のC、E、Gの合計値に雜辦銀九四・一三五兩を加えた値、後者は表3のD、F、Hの合計値に雜辦の耗羨銀四・七七兩を加えた値が相當し、いずれも總額と一致する。表4は賦役全書から減賦前後の平米を算出したものだが、小數點以下一六桁に及ぶ細かい數字であるにもかかわらず、賦役全書の總額は計算値と完全に一致した。以上要するに、これらの細かい數字は驚くべき整合性を保っているのである。ただこれは賦役全書に全く誤りが無いということではない。例えば太湖廳の場合、乾隆四〇年の税額からその後の増減分を加減して算出された原科平米（減賦前の科則から算出した税額）は六七四四・二四六八三九石だが、これは科則別の合計値と若干異なる。賦役全書には「按後開分徵各則核算、計多米貳勻捌抄捌撮伍圭、除更正外」と割注があり、續けて「實該平米」として

表4 太湖廳科則・平米表

		(1) 田地		(2) 山蕩					
科則(石)	畝數(畝)	平米(石)	減科則(石)	減科平米(石)	科則(石)	畝數(畝)	平米(石)	減科則(石)	減科平米(石)
〇・三四四田	一二二六三・一九五	四二二八・五三九〇八	〇・二〇六四〇〇一四二二六一四六八	二五三一・一二五一八〇三二六九二八〇七〇三	〇・五三五山	四七二・四四六	二五・二七五八六一	〇・〇五三五	二五・二七五八六一
〇・一田	六一八・八五	六一・八八五	〇・一	六一・八八五	〇・〇三二山	一四七九・四二九	四七・四八九六七〇九	〇・〇三二一	四七・四八九六七〇九
〇・三地	二〇・五六四	六・一六九二	〇・二〇〇九五九〇三八七二〇八五七	四・一三二五二一六七二〇五〇〇七九八	〇・〇一五山	一九〇四八・五三五	二八五・七二八〇二五	〇・一七五	二八五・七二八〇二五
〇・二五地	五・四三一	一・三五七七五	〇・二〇六四〇〇一四二二六一四六八	一・〇七五〇一五八五五三六九三八二八	〇・二五蕩	三・四〇一	〇・八五〇二五	〇・二〇一五	〇・六七三一九六三六六三八〇五三九
〇・二地	八九・二八八	一七・八五七六	〇・一七二九九八三二八八九六一六八	一五・四四六八〇九〇七九六三三〇七五二	〇・一五蕩	六一三・四一四	一二六・八二八	〇・一七九九四〇六八四一〇四二〇二九	〇・九七〇六一四〇三二七七六一六五八
〇・一五地	一八・〇〇五	二・七〇七五	〇・一三四八五〇〇四六八二四三七八	二・四二七九五〇九三〇七二九三一一三	〇・二蕩	六三四・一四	一二六・八二八	〇・一三四八五〇〇四六八二四三七八三	一五八・四一九〇〇三二五八二九六三一一四九
〇・〇六三二地	一八〇五七・四五六	一一三九・四二五四七三六	〇・〇六三一	一一三九・四二五四七四	〇・一五蕩	一一七四・七七九	一七六・二一六八五	〇・一三二四八五〇〇四六八二四三七八三	二八二・二二四九
合計	三二〇七二・七八九	五四四七・九三四八五三六		三七五五・五一七九七五六一七〇五三三三九四	〇・〇一五蕩	一〇九八六・一二六	一六四・七九一八九		一二六一・二二四九一〇四五七七一一〇五三四六
全書合計	三二〇七二・七八九	五四四七・九三四八五三六		三七五五・五一七九七五六一七〇五三三三九四	合計	四一六六三・六三三	一二九六・三一六九九		一二六一・二二四九一〇四五七七一一〇五三四六
					全書合計	四一六六三・六三三	一二九六・三一六九九		一二六一・二二四九一〇四五七七一一〇五三四六

出典：光緒元年『太湖廳賦役全書』

修正した値を記している。他にも尾数が合わないところは修正をしてその旨を注記している。また間違った個所（計一六箇所）には紙を貼って訂正を加えている。間違いが判明すれば可能な限り修正されたことがわかる。奉賢縣では嘉慶一五年續訂賦役全書の田土總計が、各郷ごとの田土數の合計値より三絲だけ少なかった。このため同治四年に三絲を加え、「以て現在の田數に符」した。歴次の賦役全書だけでなく、他の文書とも對照が行われた。道光一〇年の『無錫縣賦役全書』の共徴本色米麥は「蘇糧道起運冊」より一勾少なかった。これ以外にも「陞科冊」「道冊」など様々な文書が使用されている。文書内に齟齬があったり、文書間に食い違いがあったり、文書がなかったりした場合には、何とかして整合的になるように解釋する、もつといえは如何に辻褄を合わせるかという作業が行われた。諸處に見える注記は、そうした校訂作業の結果を示すものである。注記から賦役全書に誤りが多かったことが知れるが、逆にいえばこうした綿密な校訂作業が施されているのだから、その結果完成した賦役全書は信頼すべきものであった。

各縣で作成されたデータは府ごとに集計される（「府總」）。順治賦役全書を例にとろう。「一府屬田地大總」として蘇州府の畝數の總計が示された後、太倉州からはじまって府屬の一府一州それぞれの合計額が列擧される。次に戶口人丁の大總が同様の形式で書かれ、最後に田地人丁から算出される稅額（一府屬田地人丁銀兩大總）が記される。この個所は二行取りで大書される。ここで注意したいのは、各縣の稅額を算出する根據となった科則別の畝數表示がなくなっていることである。畝數だけでは稅額を算出することができない。つまり府以上の賦役全書は單なる集計にすぎない。そして「統收統解」の原則からいえば、收入の細目はともかく、總額こそが府以上の官廳で必要とされる數値であった。これは先にも引用した麻爾圖の「臣任布政使時、但知州縣錢穀總數耳。其中款項亦未能盡知」という言葉によくあらわれている。同治四年の蘇州府府總を例にとってみれば、各州縣の總額の合計と蘇州府の總額はともに六二一六七頃七七畝三分八釐五毫九絲八忽五微二纖でびたりと一致する。各府の總額が集計されて省總が算出される。光緒元年の蘇州省省總は二五三九

○五三四・九四一・一八七三五四三一三五六〇〇七畝である。蘇州府、松江府、常州府、鎮江府、太倉州の合計はこの數字にびたりと一致する。何故省總がこれほどまで細かいかというところ、常州府の田土額がそうなのであって、蘇州府では毫まで、太倉州でも織までとなっている。⁷⁶⁾ 田土額をみるかぎり、縣の科則ごとの畝數から縣總、府總、省總にいたるまで一分の狂いもなく構成されていたのである。

順治一四年の敕諭にあるように、賦役全書を公開することで、納税するものには納めるべき税額とその根據を知らせ、徴税するものには任意に取りたてをさせないことが意圖された。康熙三〇年には全書の數目を碑に刻むことが規定されるなど、賦役全書は様々なメディアに引用された。地方志もその一つである。次に地方志の田土統計がいかなる資料をもとにしているのか、少し考えてみたい。

いま(濟南)府志は永らく纂修されておらず、(山東)通志も編纂されてからすでに百年になる。各州縣の地方志の纂修時期は、康熙一二年以來ばらばらで、記載されている地畝・銀米の數目も互いに一致しない。賦役全書は十年一修で變更があると隨時修正される。故に田賦の數は賦役全書を定額とする。⁷⁷⁾

濟南府では府や省レベルの地方志は古すぎて使用できず、かといって州縣の地方志から府の額を定めようとしても地方志纂修の時期がばらばらなので相符合しない。そこで濟南府では賦役全書に據ることにしたのである。湖南省でも總額・分額ともに賦役全書に依據している。⁷⁸⁾ 福建省では典據に「藩署查造清冊」(奏銷關係の冊籍か)を擧げる。あわせて舊省志(道光九年)、續志(道光一五年)と道光二年新刊賦役全書が参照されている。⁷⁹⁾ 民國年間ではあるが、『湖北通志』では舊志とならんで會典事例、光緒司總檔冊、丁漕指掌などが引用される。⁸⁰⁾ 同じく民國『平陽縣志』では「據縣治前撫按酌定賦役規則碑修」とか「據縣治前頒刊徵銀碑記、參乾隆賦役全書修」のように碑記を参照して修正が加えられている。⁸¹⁾ 『山西通志』は賦役全書をもとに奏銷底冊を參照して作成されている。例えば「實在民地並額外各地」は兩者の數字が食い違

っており、それぞれの数字が併記されて注がつけられている⁽⁸²⁾。どちらが実際の「實在」数なのか編者ですらわからなかったのである。つまり実際に財政事務を遂行する上では問題にならなかったが、根拠を求める段になって始めて問題となったのである。どの数字を優先させるのかということについては、置かれた状況（時代・地域・行政レベル）で変わってくるだろう。どの場合に賦役全書を使い、どの場合に奏銷冊を使うといったことは地方志を博搜すればあるいは規則性が見出されるかもしれない。

地方志作成にあたって参照される文書、及び先に考察した賦役全書作成にあたって参照される文書のいずれにおいても魚鱗冊や實徵冊が参照されることはない。このことは賦役全書の性質を考えてみることで理解できる。例えば吳縣において収入の項目の記述は一一三葉のうち六三葉、すなわち五四・九パーセントを占める。一方、省總では二三・三パーセントを占めるにすぎない。州縣の賦役全書は徵收すべき税額とその根拠を示すが、徵税は實徵冊によって行われるのであって、賦役全書によって行われるわけではない。州縣以上の賦役全書において税糧の動きを規定する記述が増加するのは、上級官廳にあっては賦役全書が徵税の根拠を示すというよりはむしろ州縣で徵收された税糧の分配額を示すこと、より具體的に言えば、起解すべき税糧の額と送り先、存留すべき税糧の額とその用途であったことをあらわしている。ゆえに税額を示す個所においても、實態を示すはずの魚鱗冊や實徵冊が参照されず、州縣からの報告に基づく上級官廳（へ）の文書が参照された。清朝の田土統計には奏銷冊によるものあり、會典によるものあり、賦役全書によるものあり、實に様々であった。個々の文書は整合的で、これらは相互に参照される。では官側の数字は統一されていたのかというと、明代ほどではないにせよ数字の齟齬は見られた。これは根本文書の不在から生じる問題である。清朝の税制からすれば、現實の土地状況を正確に反映した文書とそれをリアルタイムで更新する臺帳が必要であった。理念上は魚鱗冊や實徵冊がそうした役割を擔うことになっていたが、実際にはそのように機能していなかった。かりにそのような臺帳が存在するとしても、

参照した年月により数字が變わってくる。いわんや全體を一元的に把握できない状況においては、統計の数字に食い違いが生じるのは當然である。特定の時代、地域、用途に即したデータが蓄積され公開されること、そして相互に引用され整合されることでひとつの動かしがたい現實を作っていたのである。

では賦役全書はそれ自體で根據となりうるだろうか。答えは否である。同治四年時點で吳縣の三斗四升四合則の田が四〇〇二頃あったという直接の根據は、魚鱗冊や實徵冊にあるのではなく、前回の賦役全書にある。科則、畝數、平米を記した後に道光一〇年以降の畝數や税額の増減がトレースされているのは、つまり道光一〇年の數値は正確だという假定のもと、その數値の具體的な見直しをせずに増減分のみを考慮することで同治四年の數値が決定されているのである。⁽⁸³⁾ 根據の時間的な先送りとも表現できようか。時間的連續性を確保するためにも尾數を切り捨ててしまうわけにはいかない。萬曆の數字を繼承しているという根據がなくなれば、他にその數字の根據がなかったのである。

以上に描寫した賦役全書の構造は、同時にその理念をもあらわしている。最も重要なのは税額の提示であるが、大書とこのスタイルがそれを如實に示している。税額を算出する根據として科則と土地の面積があり、賦役全書を見るものはこれらのデータから税額を算出することができる。これは逆にいえば、提示された税額が決して根據のあやふやなものではなく、科則と畝數という指標によって適正に導き出されたものであることを示している。

賦役全書の纂修は他の書籍に比べて繁雜であったため、賦役全書が完成すれば議敍されることになっていた。⁽⁸⁴⁾ このことから賦役全書の編纂が如何に大事業だったかがわかるであろう。こうした大事業であるからには、それなりの動機が必要と考えられる。賦役全書が更訂される状況をみると、いくつかの類型に分けられる。(一) 財政システムの變更に伴うもの、(二) 現状との乖離が著しい場合に行われるもの、(三) 十年一修の規定にしたがって行われるもの、である。

(一) については康熙二年の『福建賦役全書』がその典型といえる。原額が變更した場合、通例では奏銷冊にその旨を記

して、次回の賦役全書に反映させることになっていた。福建省では乾隆二十一年に官俸役食が改編された。そこで各款項冊を逐一更正し、併せて賦役全書にも記載することになり、賦役全書の更訂が行われた。⁽⁸⁵⁾河南省では雍正四年に攤丁入地が行われるが、巡撫の田文鏡は布政使費金吾の詳を受けて、賦役全書を更訂することを題奏している。⁽⁸⁶⁾清代には州縣の改編も數多く行われるが、新たな州縣が析出されると原額の設定が必要となる。こうした場合、特に賦役全書が作成されることはなかったようである。蘇州府の太湖廳ではもともと吳縣が田賦を徵收していたが、乾隆一二年より太湖廳が徵收することになり、翌一三年に『版圖細總』が作成されている。⁽⁸⁷⁾同じ蘇州府の元和縣は雍正三年に置かれたが、すぐに賦役全書は作成されず、乾隆三年になってようやく賦役全書に記載された。⁽⁸⁸⁾蘇州府では同じ時期に太倉州が直隸州となっているが、乾隆三年『太倉州屬州總賦役全書』まで賦役全書は作成されなかった。⁽⁸⁹⁾新たに原額を設定すると言うことであれば、順治年間の賦役全書は清朝全體の原額の再設定ともいえ、この類型に分類されよう。(二)は乾隆三〇年に錢琦が行った改訂が擧げられよう。貴州では國初、州縣衛所の官はみな軍隊に従ってきて職務を委ねられた人達であったから、里畝賦役にうとく隨意に報告を行った。戸部はその數目に入りがあるのを見て、明末の賦役全書を貴州に送って訂正させたが、報告の數が全書より多いものはそのままにしておき、全書より少ないものは、全書の數に増やした。康熙六年に貴州巡撫として赴任した。佟鳳彩は由單の様式を定め、所屬の官に嚴命して由單に(必要事項を)書きこませて花戸に送付させた。これは一つには私的な徵收を防ぐためであり、一つには全書と符合するかどうかを確かめるためであった。ところが所屬各官からの報告によると、田地・錢糧は非常に混亂していて實徵の數目と全書の記すところはもとより符合しないと言うことだった。そこで田地・錢糧を清理して賦役全書を更正しようとした。⁽⁹⁰⁾賦役全書の改訂は貴州の例のように地方官から要請される場合と、戸部等の中央官廳が要請する場合の二通りある。雍正一二年の重修は、戸部から賦役全書を送付するように指示を受けた各省の督撫が改めて現状との齟齬を確認したことに起因している。乾隆以降、最も多いのが(三)で

ある。これは江西省が典型であるが、十年一修が主要な動機でなくても、そしてたとえ何十年を経た後であっても、それが改訂のきっかけとなったことは確かである。さらにいうならば、賦役全書の意義が次第に薄れつつあった中で、この十年一修というのが少なくとも名目上は賦役全書を纂修するほとんど唯一の動機となった。

以上、編纂の動機を見ることによって賦役全書の意義が少し明らかになる。(一)(二)の場合、それは現實の指針と
言うよりは、支配を確立、再確認するものであった。それを象徴的に示すのが次に挙げる元江府の例である。

順治一六年、雲南元江の土司那嵩は李定國に呼應して擧兵する。時に桂王討伐のため雲南にいた吳三桂はこれを撃破して元江府を置いた。順治一八年に「元江は克平された。その土民の税糧・差役は舊例の通りに行う。酋長の私荘の應徵錢糧については元江府賦役全書に編入せんことを請う」との上疏をした。⁽⁹⁾清朝に編入されるや、舊支配者の私的な土地の税が賦役全書に組みこまれたのである。支配者の交代を象徴的にあらわしているといえよう。いわゆる三藩の亂が康熙二〇年に鎮壓されて、雲南は再度清朝に編入される。康熙二五年に雲南巡撫となった石琳は、二八年五月に賦役全書の更改増刪すべき八條の事を上疏した。その中で元江府について次のように述べる。

元江府は土官から流官に改められた。吳三桂は官兵が駐防して食糧の輸送が續かないことから、ついに原額の税糧のほか、田錢地講銀、茶商税銀、普洱無耗秋米、浪媽等六寨地租などの名目を立てた。元江は山がちな土地であり、
このような原額に數倍する税糧を納めることは實に困難である。まさにそれぞれ半分に減すべきである。⁽⁹²⁾

この上疏の最初には、吳三桂が租額を以て賦額としたことから官民がともに苦しむことになったと述べられている。舊支配者の悪弊を除くことで支配の正當性が確保されたのである。同様のレトリックは順治年間に清朝がはじめて賦役全書を作成した時にも用いられた。清朝は明の萬曆年間の數字を踏襲したが、ただ踏襲するだけでは正當性は主張し得ない。明末の加派を悉く除くと明言することによって始めて支配の正當性を主張することができたのである。

三 賦役全書と清丈

賦役全書の記述は、徵税という極めて政治的な目的に利用されることからして、政治的である。それゆえその記述をめぐっては様々な波紋を巻き起こすことになった。いま一例として山陽縣の丈田案をとりあげよう。この丈田案については系統の異なる二つの史料群があり、その主張するところは各々の利害を反映しているため整合的に理解することは困難である。山陽縣では隆慶年間に洪水があり、地籍が混亂し、訴訟が増加したため、天啓年間に知縣孫肇興が區ごとに丈量し、京田と時田に分けて賦役を平均した。京田一畝に對して時田四・二畝であった。その後順治初年に易知由單が發行され、これが土地の確據となった。藩憲への報告は糧冊の額田によって行い、京田・時田といった文言はなかったが、康熙中の賦役全書にはたまたま京田・時田の文字が残った。康熙二四年、屯田を設置する話が起こり、縣丞陳爲箴は里民に魚鱗圖冊を求めたところ、折田をしているとの回答があった。陳は縣の田には隱漏があるからその半ばを沒收して屯田にすると言ひ出し、遂に丈田の議が起こった。士民は順治初年の易知由單を持って淮揚道魯超のもとへ訴える。そして總河總督斬輔、兩江總督董訥、江蘇巡撫田雯の合疏により、丈田は中止となった。⁽⁹⁸⁾

次に縣志の沈倩傳を見よう。康熙二四年河督斬輔が屯田を治めるにあたって、山陽縣の田が賦額より多いので、浮田を屯田にするといった。輔は朝廷の信賴もあつく、上奏すれば何でも通ったので、吏民はおびえて敢えて折田のことはつきりさせようとするものはいなかった。沈は毅然として官に訴え、有司は裁決することができなかつた。輔は沈を拘禁して、阻格をもって處罰しようとしたが、沈は屈せず、兩江總督董訥もまた力めて之と争い、ついに沙汰止みになった。⁽⁹⁹⁾先の文ではあたかも丈田反対派であったかのような斬輔であるが、沈倩傳によれば、彼こそが丈田を推し進めようとし

た人物に他ならない。屯田とは斬輔が推し進めた治河事業の一環である。ある疏の中で彼は次のように述べる。「七州縣の全書所載の額田は一一萬頃にすぎないが、額外餘田が三、四萬頃をくだらない。例えば泰州をとってみるなら、法によって調べれば四、五萬頃はあるはずだが、全書の額田はわずかに九二〇〇餘頃にすぎない。思うに、耕作中の實田がこの數であり、その餘はみな低濕地である。河工が完成すれば額田のほかに（潤出地が）三、四萬頃得られる。この潤出の地を逐一清丈して、原額内の田は業主に返し、それ以外の田は廣く窮民を招いて墾田させ、その租を河工經費に充てる⁹⁵」。こうして屯田の一環として各地で丈田が實施されたが、山陽では反對にあって丈田を放棄せざるを得なかった。その理由を『國朝著獻類徵初編』の斬輔傳では次のように述べる。隱占田畝は山陽に最も多い。時田は一畝で一畝の糧を納めるがこれは小民の業である。京田は四畝で一畝の糧を納めるがこれは勢豪の業である。わたしは流陽、海州、宿遷、桃源、清河で清丈を行い、三〇〇萬畝を得た。山陽だけは、郷紳が多いのでついに丈することができなかった⁹⁶。

地方における斬と郷紳の對立は、中央での政争にも持ち込まれた。治河の方策をめぐって斬輔・佛倫と于成龍・慕天顏らの意見が對立し、康熙二七年三月八、九日の二日間、康熙帝の御前で激しい議論が交わされた⁹⁷。屯田についてはまず文字の改竄が問題となる。慕天顏らによれば、佛倫はもとの原稿に「民田」とあったのを「民之餘出之田」に改めたと言う。民田を屯田に改めるとなれば、これは大問題である。佛倫の反論を見る限りでは、改竄云々には根據がないようだが、これは屯田についての解釋・立場の違いをよく示している。斬輔は丈田によって富豪の隱田が多く見つかったから、彼らが恨みを抱いているだけで、一般の人には何の關わりもないと主張する。これに對して于成龍は斬が屯田の名目で民の墳墓・生業を少なからず損壞した、と攻撃した。斬は「いま田畝は現にある。皇上が人を遣わして丈量し、果たして餘出の田がなければ臣は罪に伏すことを願う」と答える。郭琇は「屯田は明らかに民の土地を奪うものである。江南では二畝を一畝に、數頃を一頃に換算するところがあり、もし畝を計って課税すれば民に累を及ぼすことになる」と折田の慣行に言

及した。康熙帝も「屯田が民を害することは斬が何といおうと辯解できない」とこれに同意する。斬が屯田に改めようとしたのは、隠田と酒出の地である。どちらも税を納めておらず、こうした土地を屯田に改編して治河の費用をまかなって、従來の税額・税率には全く影響がない。一方、郭琇の言い分はこうである。江南では折田して二畝で一畝の税糧を納めている。もし丈量して二畝を二畝として課税すれば、税額は倍になる。そしてこの増加分がいわゆる「民之餘出之田」である。もしそうならば「民之餘出之田」とは民田にほかならない。三月九日、斬輔は「酒出した土地はみな無主の田であり、屯田は民に差し支えることは無い」と主張した。康熙帝の答えは「土地には皆業主が居り、屯田が民に累を及ぼすことは言をまたない」というものだった。さらには「斬輔は屯田を舉行したが、民の餘田を取ったために小民はみな怨嗟している」と斬を責めた。斬輔の本來の意圖とはうらはらに、屯田が増税に歸結したのは事實であり、斬輔自身も認めるところであった。⁹⁸「各省の民田は納税の額數より多い。もし餘田を屯田とし、畝に應じて額を定めれば、大いに民を混亂させてしまう」との理由で最終的には屯田は中止され、斬輔自身も解任に追い込まれた。

ここで相對する立場より書かれた二群の史料を整合的に理解することにはあまり意味がなからう。重要なのは丈田案における賦役全書の役割である。一方は賦役全書の京田・時田という記述がそもその原因であるとし、他方は賦役全書の税額と田土の不均衡を原因に擧げる。いずれの主張にせよ、丈田案が賦役全書の記述に起因したとみなすことにはかわりない。賦役全書は單に起因となっただけでなく、丈田案をめぐる議論を規定してもいた。斬輔は賦役全書が現實と乖離したものであることをはっきり認識しており、清河などの縣で清丈を實施して兩者の乖離を實際に確認している。にもかかわらず斬輔は山陽の田土と税額を論じるに際しては、やはり賦役全書を参照し、その數字をもとに議論を進めねばならなかったのである。

次に賦役全書の不備を補うために清丈が行われたこと、易知由單や魚鱗冊が持ち出されたことの意味を考えてみよう。

『石渠餘紀』では賦税の冊籍を「存於官者」と「徵於民者」の二つにわけ、「存於官者」として赤曆、黄冊、會計冊、奏銷冊、丈量冊（魚鱗冊）を擧げる⁹⁹。これらはいずれも賦役全書を輔佐する冊籍であるが、機能的に重複する面もあって康熙年間に淘汰され、魚鱗冊、黄冊、奏銷冊が残った。一方、「徵於民者」として易知由單、截票、滾單という三種の納税通知書・證明書を擧げる。これらの冊籍はいずれも互いに一致することになっていた。黄冊と魚鱗冊について言えば、「官司が徴收の際に依據するのは黄冊と魚鱗冊だけである。黄冊は戸を主として田がこれに結びつけられる。魚鱗冊は田を主として戸がこれに結びつけられる。一つが經、一つが緯となり互いに用をなす¹⁰⁰」。尾數の處理についての乾隆三十一年の上諭では由單の尾數を釐、勻までにすることと共に、以前由單に記されていた尾數はそのまま残しておいて「以て賦役全書、魚鱗冊籍の數に符す¹⁰¹」としている。また奏銷冊と賦役全書との一致についてはすでに述べてきた。つまり理念上は賦役全書、魚鱗冊、易知由單といった文書はあるひとつの現實をそれぞれ別のやり方で切り取ったものであり、相互に補充する關係にあると考えられていた。たとえひとつの文書に不備があっても他の文書によって補うことができるはずであった。理念上における文書間の一致を前提にすれば、山陽丈田案において、賦役全書の記載に疑いがかけられたとき、易知由單や魚鱗冊が持ち出された意味がわかる。ところが實際は、これらの文書は一致するどころかそれぞれの間に齟齬を來しており、さらに前稿で考察した魚鱗冊についていえば一つの文書のうちにある断絶をはらむものであった¹⁰²。丈田という行爲は現狀を把握することで、各文書の一致を理念上ではなく、實際に作り出そうとするものである¹⁰³。それは断絶によって甘い汁を吸っていた郷紳たちにとっては絶対に阻止すべきものであった¹⁰⁴。

さて折田に顯著に見られるように州縣を境とする断絶は大きかった。この断絶を引き起こす理由を次に考えてみよう。光緒年間、直隸總督李鴻章のもと直隸で清賦が行われた。その具體的な手順について問答形式で解説した『直隸清賦問答』なる書物が配布された¹⁰⁵。そのなかの折徴についての興味深い記事を以下に引用する¹⁰⁶。

問…査するに、各州縣の賦役全書所載の糧額のなかには、その縣の上則さえ四分に及ばないものがある。これまで荒地を査辦するときのみな四圍に比照して升科した。今の新章程は四圍に比照するのを禁止している。また議租が四分以下になることも禁じている。加賦せずに戸部の章程にあわせることは難しいのではないか。

荒地の升科について『戸部則例』では四圍鄰地に比照して議租を決めるとされている。⁽¹⁰⁾「四圍に比照して升科」とは例えばある土地の東の土地が二分、西が三分、南が四分、北が五分であればこれらを平均してその土地の議租を三・五分とするような方法である。光緒一三年に定められた順直兩屬議租議賦章程では「比照四圍升科」が禁止された。同章程では議租が四分以下になることも禁じているから、議租の低いところでは議租の嵩上げをしないとこの二つの規定を満たせなかつた。

答…本朝の定例では加賦することを禁止している。よって清賦局で上則が四分に及ばず賦額が最も低い州縣を摘出し、詳請して戸部に照會し、當該州縣の下額に照らして升科することを准す。そのほか中則と下則が四分以下（の州縣）で、もし先に大小畝折徴の説があれば、舊にしたがって折徴することを准す。特に戸部に達する文書のなかで述べる必要はない。上行文件は簡要を貴ぶからである。

税率を上げることなく、如何に升科するか。折徴は税率を固定し、面積の方を伸縮することで税額を調整できたから、この板ばさみの状況では非常に有効な手段であった。上行文件に記される畝數はいわゆる「税畝」であって、折徴率がわからないと「實在の畝數」は明らかにならない。これを戸部に報告しないということは、上級機關との間に情報の斷絶が生じたことを意味する。戸部は規定に抵觸しないよう規定外の諸事情を排除した整合的な文書を受け取る。それがすなわち「上行文件貴簡要也」である。このように折徴にはいくらか詭辯的な意味合いがないではない。そこで周到にも次のような問いが用意された。

問…折徴の説は例に明文があるのか。

答…折徴の説は例に記載されている。ただ各州縣全てにあるというわけではない。天下の事例には記載されていないものも多い。もしそれが道理に背かないならば、實行しても良いのである。各項の旗地はこれまで折徴についての明文がなかったけれども、民地に關しては下地をもって上地に折し、あるいは小畝をもって大畝に折することが確かに例に記載されている。戸部のものはみな知っているはずである。各州縣で黒地を查辦するに、もし先に折算の例があれば、當地の舊章に照らして處理し、以て輿情にしたがわせるべきであり、顧慮する必要はない。

こうした斷絶はなにも折田に限られたものではない。姚文然は「丈冊末議」で魚鱗冊を布政使に送る必要はなく、不時の抽丈にそなえて縣に一部だけ置いておき、上には田畝の總數のみ報告すればよいと述べている。⁽¹⁰⁸⁾「申上者直截簡要」であれば造冊にまつわる種々の費用も節約できた。賦役全書の税額は新規の増減を除けば固定的なものである。それは萬曆の數字であるという以外に取りたてて根據はない。言うなれば賦役全書の數字とはルールのようなもので、その數字を基準としてシステムが機能するのである。⁽¹⁰⁹⁾ただいわゆる「蘇松の重賦」によくあらわれているようにこの數字は必ずしも現實を反映したのではない。折徴による不均の是正はこのルールのもとでより現實に即した徴税を實現しようとするものであった。縣志に「在上據額考成、在下憑冊輸賦」と賞賛されるように、⁽¹¹⁰⁾固定した制度のもとで融通を利かせることは公認されていた。以上の議論を念頭に、一見奇妙としか言いようのない會典の規定について考えてみよう。

州縣の錢糧で原額と符合するものはこれ以上變更してはならない。額に満たない地方では農閑期に州縣官が自ら里甲を率いて丈量せよ。⁽¹¹¹⁾

各省の田土で、明萬曆年間の賦役全書を調べて今の賦役全書の數と符合するものは清丈する必要はない。そのほかに荒蕪した田畝があれば、清廉有能な官員を選任して丈量清查させ、隱漏ということの小民に累をなしてはならない。⁽¹¹²⁾

清丈には土地を測量して科則を決定する作業を伴う。したがってこの作業をきちんと行えば、たとえ前回の測量が正確であったとしても、明清の交代をはさんで土地状況に變化が生じているはずだから、額の變更は必然的である。

官には魚鱗冊がなく、土地の境界は漫然として決まった基準もないので丈量し難い。上則か中則かということも科斷する依據がない。加えて衛田・衛地があいだに混じって究詰することができない。これを治める法としてはただ地冊を清釐して賦額を更正することがあるだけだ。⁽¹¹⁾

清初には何度か丈量の試みがなされたが、多くは郷紳の阻むところとなって中止のやむなきにいたった。丈量の目的も増税か産權の安定かの間で絶えず揺れ動いた。ただ上記のような規定が成立するには、いくつかの前提が共有されていなければならぬ。一つは賦役全書の原額は根據があるということ、これはつまり清丈という手段を用いて檢證が可能であるということでもある。もう一つは清丈によって現狀を把握しようと言うことである。清丈の作用として税の再分配(均賦)ということが擧げられる。定まった税率を適用するならば、土地が増加すると税額全體も増加する。一方、現在の税額を固定したままで、その分配を平均するというやり方もある。先に擧げた折徴は後者の部類に入る。後者の場合、清丈がきちんと行われ現狀を掌握することができたとしても原額の變更はない。ただそれは州縣内部での話であって、外向きには清丈の結果、原額と一致したということになる。そして清丈の結果賦役全書の數値に合致するということは、清丈自體の正確さを承認することであると同時に、賦役全書の信頼性をより高めることにもなる。この論理を押し進めると、賦役全書は正しいはずだから、實徴の税額と一致する場合は、それこそ間違いないなどにもないはずで清丈を要しないということになる。税の分配が適切であれば、滞納もなく、實徴額は原額と一致するはずだからである。清朝で沙田や荒地など増減のあった土地について丈量することはあっても、原額を再設定するための丈量が非常に少なかったのは、清丈を行う人的・財的餘裕がなかったことにもよるが、以上に述べた考え方によるところも大きい。

前提の話に戻るならば、賦役全書の根據とは一體何だろうか。明の黃冊の場合、根據となる文書は後湖というきわめて特殊な場所に保管されていた。そこには一部のものしかアクセスを許されず、かつ複雑な手続きが踏まれた。のちに形骸化するとはいえ、明朝は具體的な根據を持ち、かつそれを獨占することで正当性を保持しえた。¹⁴だが清朝ではそのような根本的な根據が作成されることはなかった。根據は明朝というすでに亡き王朝に附與せられ、根據を探りたくてもはや探れなかった。情報はあちこちで分斷され、斷絶の中に權力が生まれた。¹⁵斷絶された知を統合して國家の一元的支配のもとにおこうとしたのが清丈であったが、それは往々にして骨抜きにされた。

同治年間、江蘇省で行われた一連の清丈は賦役全書と魚鱗冊、いかえれば税額と土地状況との間の失われた連關（ただし理念上は絶えず結び付けられていたが）を回復しようとする試みであった。今次の清丈は賦役全書作成のためと明確に位置付けられた。そして清丈の際には強いて舊額にあわせようとせず、實測値をもとにするよう指示された。太平天國で大きな變化を被って、ようやく税額及び土地文書の根本的見なおしが企圖されたのである。ただ實施の過程で様々な障害にあたり、この目論みは結局果たされることなく終わった。¹⁶

おわりに

早くも順治二年に賦役全書の編纂が命じられた。現場からの抜本の見なおしの要求があったにもかかわらず、順治初の切迫した状況において明代の税制をそのまま引き継ぐことはやむをえない措置であった。王弘祚を中心に編纂が進められたが、作業は思うようにはかどらず、順治一四年にようやく一應の完成を見た。次に全面的な改訂が企圖されたのは康熙二三年であった。賦役全書の簡明化が意圖され、尾數の處理について議論が交わされた。康熙二七年に完成したが、結局

頒布されなかった。雍正一二年にも全国的改訂が目指されたが、一部の省で作成されただけで終わった。これより後も各地で全書が作成されつづけたが、全国的な改訂は雍正一二年を最後に行われなくなる。賦役全書自体は形骸化し、その重要性は低下していった。賦役全書は縣から府、府から省へとまとめられ、縣—府—省は整合的に構成された。同時に前回の賦役全書との整合もはかられ、こうして時空間にわたって整合性を保つ一つの現實が編み出されたのである。その根據は時間、空間をたどることで得られたが、根本的なところはたくみに隠蔽されていた。賦役全書というリジッドな體系は、理念上では現實と直結していたが、實際には數多くの斷絶が現實との間を媒介していた。この斷絶にインフォーマルな權力が生じる。彼らの權力の源泉は、情報、つまりそれが正しいか正しくないかに関わらず、知っているということ、あるいは知っていることとみなされていることに生じた。「知ることは治ること」である。一方、フォーマルな權力者としての清朝は極力情報を公開しようとした。自封投櫃を原則とした徵税に顯著であるが、清朝は納税者と直接對峙しようとした。その間には如何なる斷絶も許されなかった。公開することで知の斷絶を回避し、同時に自らは統合的知の唯一の執行者としてふるまうことができたのである。

ここで最初に提起した田土統計の問題を考えてみよう。賦役全書に記載された田土面積は實際のものではない。これは何炳棣が言う畝制の問題とは全く次元が異なり、賦役全書というものが本來的に實在の田土面積を要求していないからである。膨大な時間と勞力、資金をかけて正確な耕地面積を知ったところで、官民双方の利益には結びつかない。結局のところ、田土面積というのは徵税に結びつくから意味があるのであって、徵税にかかわりのない土地や税率の低い土地を同じ精度で一樣に把握する必要はない。これは賦役全書だけでなく、魚鱗冊にも共通していえることである。正しい、正しくないという議論が的外れなことは明らかであろう。「耕地面積」という概念自体、近代的なものである。第一章で挙げた戸部への上諭のなかで「現在田土、民間實種若干」という表現が出てきたが、これは實際に農作物を耕作している土地

の面積を示すものではない。これは課税地のうち抛荒、公估等による免税地を除去したものである。その基準は實際に耕作が行われているか否かではなく、帳簿に記載される土地のうち免税となっていないものはどれだけあるかということである。官の土地文書を通してわれわれが知ることができるのは、官がどれだけ土地を把握していたか、或いは把握していることになってきたかということにすぎない。これは田土統計の研究が無意味であるということではない。たしかに田土統計を絶對的な尺度から評價することにあまり意味はないが、相對的尺度、つまり「變化」を追跡することは重要である。しかしさらに重要なのは、この數字をもとに帝國が動いていたという事實である。

注

- (1) 清水泰次「明代の田土統計と税糧の關係」『明代土地制度史研究』、大安、一九六八、五一—五三九頁。
- (2) 何炳棟『中國歷代土地數字考實』、聯經出版、一九九五、第四、五章。
- (3) また「折田」「折徵」ともいう。
- (4) 明代田土統計の研究史については新宮學「明清社會經濟史研究の新しい視點——顧誠教授の箇所研究をめぐって」、『中國——社會と文化』一三、一九九八に簡潔にまとめられている。
- (5) 明代の賦役全書については岩井茂樹「明代『徽州府賦役全書』小考」(九八國際徽學檢討會提出論文)がある。主に財政面からの分析であるが、なかでも「全書」并不是治下府州縣的財政總覽與總統計、而是省財政權集中體制中の一「種工具」という指摘は重要である。所謂「全書」には東京大學東洋文化研究所藏「嘉慶四年重修蘆課全書」のように蘆課を専門に扱うものなどがあるが、本論では扱わなかった。
- (6) 『清實錄』順治元年一〇月甲子。清朝が各地を平定する度に、この原則は確認された。江南については『清實錄』順治二年六月巳卯、浙江、福建は『清實錄』順治四年二月癸未。廣東については『清實錄』順治四年七月甲子。
- (7) 『清實錄』順治元年一月庚戌。
- (8) 『清實錄』順治元年一二月庚申。
- (9) 『清史列傳』卷七九「孫之獬傳」。
- (10) 『清實錄』順治二年六月戊辰。
- (11) 『碑傳集』卷一〇明臣部院大臣「王弘祚」。戸部の上奏は順治三年一〇月であった(『清實錄』順治三年一〇月丁酉)。
- (12) 『清實錄』順治三年四月壬寅。
又諭戸部、國計民生首重財賦。明季私徵濫派、民不聊生。朕教民水火、蠲者蠲、革者革。庶幾輕徭薄賦、與民休息。而兵火之餘、多籍口方策無存、增減任意。……今特遣大學士馮銓、前往戸部、與公英俄爾岱徹底察核。在京各衙門錢糧款項數目、原額若干、現今作何收支銷算。在外各直省錢糧、明季加派三項、蠲免若干、現在田土民間實種若干、應實徵起解存留若干。在內責成各該管衙門、在外責成撫按、嚴核詳稽擬定賦役全書、進朕親覽、頒行天下。
- (13) 『皇清奏議』卷二「請成賦稅定額方册疏」、
臣聞邸報、竊見皇上加意元元、以各直省錢糧册籍無存、增減任意、特遣大臣徹底清查。在內在外、嚴行稽核、刊定賦役全書、俾

- 法制畫一、民生永賴。……以舊冊爲底本、以新例爲參考、先定其入數、而後清其出數。案簿有據、則官吏無所肆其貪猾、小民不復困于濫派矣。前朝有賦役全書會計錄二書、通行天下、彙藏戶部。財賦出入之數、纖悉備具。今府縣之籍、存去不可考。戶部所藏者、現在雖經兵火、未聞焚燬。但取其冊、一加披閱、條款原明。除三餉之濫加者一筆勾註外、其原額起解存留一定之規、無容增減。則入數已清十之八九矣。……若不據舊冊清釐、漫令開送申報、隱漏淆亂、徒滋駁查、動經歲月。……雖本朝法令森嚴、不同明季、而官吏貪猾成風、終不肯和盤托出。駁正愈嚴、歲月愈久、弊竇愈多矣。是以察核莫如直截。直截莫如查取舊冊。使經制早定一日、民困早甦一日矣。
- (14) 『清實錄』順治一年四月丙寅、賦役全書、關乎一代之制度、各省利弊。查考舊籍、貴詳盡無遺。創立新規、期簡明易曉。請敕臣部右侍郎、將舊貯全書、作速訂正、督率各司官、照所管省分、創造新書。仍會同戶科、詳加磨勘。……凡徵收完納解運支銷考成蠲免諸法、悉據此書、用垂永久。
- (15) もちろん徵稅が支配の唯一の指標というわけではないが、非常に重要な指標であることは間違いない。
- (16) 『寒松堂全集』卷一奏疏「請定藩司會計奏報之法等事疏」、『清實錄』順治八年六月辛酉。
- (17) 『寒松堂全集』卷一奏疏「錢糧關國家大務等事疏」。
- (18) 『明清檔案』A二〇一—二八。
- (19) 康熙『大清會典』卷二四戶部八賦役一「奏報」。
- (20) 『清史稿』卷二六三列傳五〇「王弘祚」。
- (21) 『大清畿輔先哲傳』卷二八賢能傳一「楊瑱」。
- (22) 『明清檔案』A一九一—一五四。
- (23) 『明清檔案』A二二—三。山東省の荒熟の問題は順治一五年にはじまる察荒御史の派遣と荒地の丈量につながる。
- (24) 『清實錄』順治一二年七月癸卯。
- (25) 康熙『河南賦役全書』（北京圖書館藏）序。
- (26) 『撫浙檄草』（『清史資料』第二輯、一九八一年、一七五、一八一、一八二、一八四頁）。
- (27) 『明清檔案』A一九一—一五四。
- (28) この敕諭は順治年間の多くの賦役全書の巻首に掲載されている。
- (29) 順治『福建賦役全書』（内閣文庫藏）序。
- (30) 『清實錄』康熙二年五月丙戌。
- (31) 康熙『福建賦役全書』（國會圖書館藏）序。
- (32) 馬奉琛『清代行政制度研究參考書目』、文史哲出版社、一九七二、一五四頁。このほか山西省でも康熙三年に賦役全書が編まれている（康熙『山西賦役全書』（内閣文庫藏）序）。
- (33) 『清代全史』第五卷、遼寧人民出版社、一九九一、三七一頁。改訂に当たっては、當時の財政における様々な矛盾が露呈し、見直しのきっかけとなった。江西省新建縣では舊來科則が繁雜で、田は五六則、地は六則、山蕩は各二則あった。順治一四年に全書が訂正された時、紳士の陳というものが科則を併合することを提起し、江南安徽の則例に倣って折敵することになった（同治『江西賦役經制全書』（東洋文庫藏）序引乾隆八年原書凡例）。康熙年間に山東蒙陰縣知縣であった陳朝君は詳文のなかで、全書の編纂にあたって更改すべきものを五つ、増やすべきものを三つ、減らすべきものを二つ挙げている（『蒞蒙平政錄』「爲遵旨編輯全書等事」）。
- (34) 『清實錄』康熙一一年六月戊子。
- (35) 『清實錄』康熙二三年三月癸酉。また戶科給事中劉國祿は簡明賦役全書を纂修して折田における折數を注記するよう建言した（『國朝耆獻類徵初編』卷六〇卿貳二〇「劉國祿」、道光『重修實應縣志』卷八田賦）。これは後述の屯田案に對する牽制でもあった。

- (36) 康熙『山西賦役全書』序。刊刻時期は序文と巡撫・布政使の任期から推測すれば、康熙二十五年閏四月二日から九月二十四日までの間である。
- (37) 『起居注』康熙二十四年二月一日壬寅。
- (38) 『起居注』康熙二十四年三月初十日庚午。
このとき編まれた吳縣簡明賦役全書によれば、銀は忽以下、米は撮以下を切り捨てた結果、截去された銀は五兩七錢三分七釐四毫、米は一石九斗四升二勺六抄であった。
- (39) 『國朝耆獻類徵初編』卷四九卿貳九「達哈塔」、「裨傳集」卷四〇内閣九卿上「龔佳育」。
- (40) 『起居注』康熙二十四年九月一日癸酉。
- (41) 『起居注』康熙二十四年九月初一日丁巳。
- (42) 『起居注』康熙二十四年二月初二日戊子。
- (43) 『起居注』康熙二十四年二月初四日庚寅。『清實錄』康熙二十四年二月戊子。
- (44) 『清實錄』康熙二十六年三月甲午、『國朝耆獻類徵初編』卷四九卿貳九「達哈塔」。
- (45) 『起居注』康熙二十七年一月九日戊子、二〇日己丑。「新修賦役全書、滿諸臣以爲簡明、刊刻頒行爲善。漢諸臣以爲簡明、可以刊刻頒行。其舊賦役全書亦當仍留、以備查考」という康熙帝の言葉から、滿臣と漢臣の間にズレがあったことがわかる。簡明全書作成に反対した楊周憲、舊書は留めておくべきだと主張した王熙、熊賜履、いずれも漢臣である。よって漢臣の舊全書擁護が新書の頒行停止に結びついた可能性が高い。
- (46) 雍正『大清會典』卷三二戸部九賦役一「奏報」、および楊志濂『中國財政史輯要』卷一五賦稅四。
- (47) 『清朝文獻通考』卷四一國用三、
至雍正十二年重修、則凡額徵地丁錢糧商牙課稅內應支官役俸工驛
- (48) 站料價及應解本折絹布顏料銀珠銅錫茶蠟等款、各分晰原額新增開除實在並司府縣衛所總數散數目、悉以雍正十二年爲準、詳細考核、纂輯成書。又恐越數年後、仍有不符。定例每十年修輯一次。
- (49) 馬奉琛『清代行政制度研究參考書目』、文史哲出版社、一九七一、一四九、一五三—一五四頁。なお同書一四九頁に「雍正十五年修」とあるのは明らかに誤りである。山西省賦役全書については師道剛が簡単な紹介をしている（『影印雍正版『山西省賦役全書』前言』『山西大學學報』一九八五—四）。
- (50) 雍正『山西省賦役全書』（東洋文庫藏）序。同様の文章は光緒九年『畿輔條鞭賦役全書』序にもある。
- (51) 直隸、廣東は馬奉琛『清代行政制度研究參考書目』、一四六、一五三頁。福建は乾隆『福建賦役全書』（北京圖書館藏）序。ただ福建のものは乾隆六年の存公銀を用いたことから、纂修年は乾隆六年前後に比定される。
- (52) 同治『江西賦役經制全書』引乾隆一八年續修凡例。
- (53) 乾隆『山西賦役全書』（東京大學東洋文化研究所藏）序。実際には乾隆四一年の奏銷冊をもとに乾隆四三年頃に作成された。
- (54) 嘉慶『山西賦役全書』（東洋文庫藏）序。
- (55) 道光『四川賦役全書』（東洋文庫藏）凡例。乾隆二十九年から道光十四年の間、四川省で賦役全書が修輯されたかどうかは不明。
- (56) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二五輯、二六三—二六四頁。
- (57) 嘉慶『大清會典事例』卷一四九戸部・田賦「賦役全書」。なお道光十四年にも同じ趣旨の規定がされている。
- (58) 『宮中檔雍正朝奏摺』第二三輯、九二七—九二八頁。
ただ岩井茂樹もすでに指摘しているとおり（『清代國家財政における中央と地方——酌撥制度を中心に——』『東洋史研究』四二—二、一九八三）、戸部が全國の財政を集中的に管理しようとするならば、賦役全書と奏銷冊では不十分である。賦役全書は原額であり、奏銷冊は

決算であつて兩者ともに現狀を示すものではない。酌撥制度が生み出された所以である。しかし酌撥制度が確立されたからといって賦役全書の必要性がなくなつたわけではない。それは賦役全書が清末に至るまで纂修されつづけた事實を見れば明らかである。

(60) 光緒『大清會典事例』卷一七七戸部・田賦「賦役全書」所載の乾隆以降の規定は、

道光十四年覆准、直省賦役全書、由布政司刊造。各以奏銷冊現開條款爲式、毋得沿載不經名目。每十年修輯一次。至修輯之年、各廳州縣衛、俟次年奏銷辦竣起限、至十二月底止、陸續造送該管道府直隸州彙齊、限六箇月送司。布政司酌量抽換、刊刷送部。如有造送遲延、均照例分別議處。

と咸豐七年の浙江省の賦役全書についての規定がある。道光一四年覆准の前半「直省……名目」という部分は、全く同じ文がすでに道光二年の『福建賦役全書』序に「查定例……」と引かれている。

(61) 『石渠餘記』卷三「紀賦冊糧票」。

(62) 『度支津梁』田宅「賦役冊」

賦役全書一名會計全書……但與目下徵收支解款數均有不符。即起糧科則、亦各有異。不過名存而已。是到任查取、亦屬具文。全書數目既有今昔之殊、凡查款項、惟奏銷冊可爲實據也。

なお『錢穀要』卷一田宅「賦役冊」にもほぼ同文が掲載されるが、『度支津梁』の方が意味が取りやすいのでこちらを採録しておく。

もちろん財政の中央集権化と現實との乖離は相反する現象ではない(岩井茂樹「中國專制國家と財政」『中世史講座六』、學生社、一九九二)。

(63) 賦役全書を見るものが一體どの個所に注意していたかがわかる史料がある。同治四年『常熟縣賦役全書』には朱で○の印を押している個所がある。○には一つのもの二つものがある。まず最初は同治四年時點の田地灘蕩および屋基の面積、本色米豆の額、そして閏月があつ

た場合の追加額である。科則別集計の部分では、科則の原額には印がなく、減賦によつて減額された科則、それぞれの科則に屬する土地の面積、税額に「○○」がつけられている。そして印は田土の部分だけにしか押されていない。總じて言えば、現狀の收入部分が参照されたわけで、現狀の數字を引き出すためのこれまでの變遷の部分はこれを見るものにとつてあまり重要ではなかつた。こうした部分は簡明全書では省略されることが多い。

(64) 道光『四川賦役全書』凡例。

(65) 咸豐『清河縣志』卷七民賦。「錢穀要」卷一錢糧「銀米尾數」にも

若賦役全書魚鱗徵冊易知由單內細款、與一切分款開銷應有撤數者、悉從舊例。戶、乾隆三十一年。

とある。

(66) 康熙『福建賦役全書』序。

(67) これは勿論、現代的な意味での收入と支出とは異なる。

(68) 『清實錄』乾隆五年八月庚子。

(69) 内譯を示すと、元和縣三畝、吳縣五・一六畝、崑山縣一九・六八畝十一・一三畝(蘆草荒田)、新陽縣四〇・二三畝十二・三六畝(蘆草田)、金山縣七五・七七畝である。

(70) 同治及び光緒の蘇州府賦役全書において、前回の道光一〇年以降の變化だけでなく、乾隆三年全書からの變化をトレースするのも、亂後の文書事情を勘案してのことだったのかもしれない。

(71) 同治『吳縣賦役全書』。

(72) 同治『靖江縣賦役全書』および光緒『靖江縣賦役全書』。他にも「此案陞科冊檔燬失、係憑該年奏銷核辦」、「此案奉文年月、無案可稽」

(いずれも同治『丹徒縣賦役全書』)など文書の散逸は深刻であつた。

(73) 同治『無錫縣賦役全書』。

(74) 科則別の集計と言ひのは實際に税がその様に集められるわけではないから、單に理論的、計算上の考え方に過ぎない。つまりそれは總數を

- (75) 割り出すための便宜であり、縣レベルまでが必要とするものである。
『起居注』康熙二十四年二月初二日戊子。
- (76) このような檢算は、同一年度のものを用いて縣から府、省へとおこなうべきであるが、残念ながら手元で利用できる史料の状況から、年次がばらばらにならざるを得なかった。なお府總については賦役全書が利用できるなかったので、同治『蘇州府志』卷一二田賦一より取った。
- (77) 道光『濟南府志』卷一四田賦、
今府志久失修、通志之修亦已百年。各州縣志纂修年月、自康熙十二年以後、先後各殊、所載地畝銀米數目、均不相符合。而賦役全書十年一修。一有更定、隨時修改。故田賦之數以賦役全書爲定額。
- (78) 光緒『湖南通志』卷五〇賦役三田賦一。
- (79) 同治『福建通志』卷五〇田賦。
- (80) 民國『湖北通志』卷四四經政二田賦。『鄂省丁漕指掌』一〇卷は光緒元年刊。湖北省各府、州、縣の錢糧をコンパクトにまとめている。
- (81) 民國『平陽縣志』卷一二食貨志一。康熙三〇年には賦役全書の地丁科則輸納數目を右に刻んで役所の大門外に建てるのが定められている（雍正『大清會典』卷三二戶部九賦役一「奏報」。通縣の錢糧を碑に刻むことは明代にも例がある（『明清以來蘇州社會史碑刻集』、蘇州大學出版社、一九九八、五八一—五八二頁）。
- (82) 光緒『山西通志』卷五八田賦略一。奏銷冊と賦役全書は統計の取り方の違うことが指摘されている。
- (83) 原額・新增・開除・實在の四柱式はこの理念を端的にあらわしている。四柱式では、はじめに原額ありきなのである。
- (84) 道光『福建賦役全書』序。
- (85) 乾隆『福建賦役全書』序。
- (86) 『撫豫宣化錄』卷二「詳請題明等事」。
- (87) 『太湖備考』卷五田賦。

- (88) 民國『吳縣志』卷四七田賦四。
- (89) 乾隆三年『太倉州屬州總賦役全書』には改編の経緯が注記されている。
- (90) 『國朝耆獻類徵初編』卷五〇卿貳一〇「佟鳳彩」。
- (91) 『清實錄』順治一八年八月乙卯。
- (92) 『國朝耆獻類徵初編』卷一五六疆臣八「石琳傳」、
一、元江府由土改流。吳三桂因官兵駐防糧運不繼、遂於額糧外、別立名色。曰田錢地講銀。曰茶商稅銀。曰普洱無耗秋米。曰浪媽等六塞地租。以元江之崎嶇山谷、如此數倍之糧、實難辦納。所當各減其半者也。
- (93) 乾隆『山陽縣志』卷八田賦、同治『山陽縣志』卷七民賦。
- (94) 同治『山陽縣志』卷一三人物三「沈情」。
- (95) 『斬文襄公奏疏』卷六「欽奉上諭疏 海口」。
- (96) 『國朝耆獻類徵初編』卷一五五疆臣七「靳輔」。
- (97) 『起居注』康熙二十七年三月八日辛巳、九日壬午。
『起居注』康熙二十七年三月九日壬午に靳自身の言葉として、
臣意將民間原納租稅之額田、給與本主。而以餘出之田、作爲屯田、抵補河工上所用錢糧。因屬吏奉行不善、民怨是實、此處臣無可置辨、惟候皇上處分。
と記す。また咸豐『清河縣志』卷七民賦に、
即如屯田一案、當事膠於額徵大數、委官丁理、徧躡民田。不除溝河道路、不問隄占柳廢、共丈得一萬四百餘頃。倉卒報憲、割裂村落、任置屯莊、勒遂地主。人心惶迫、號聲載野。
- (98) 『石渠餘紀』卷三「紀賦冊糧粟」。
- (99) 『石渠餘紀』卷三「紀賦冊糧粟」。
- (100) 『石渠餘紀』卷三「紀賦冊糧粟」。
- (101) 『清實錄』乾隆三十二年一〇月庚申。
- (102) 拙稿「魚鱗冊をめぐる虚構と現實」（近刊）を参照。
- (103) ただこうした試みにより断絶が埋まることはなかった。この点について

ては前掲拙稿を参照のこと。

- (104) 西村元照「清初の土地丈量について」『東洋史研究』三三—三、一九七四。

- (105) 劉克祥「十九世紀五十年代清政府の減賦和清賦運動」『中國社會科學院經濟研究所集刊』七、一九八四、三三四—三四一頁。

- (106) 『直隸清賦問答』「官荒旗荒科則」。

問：查各州縣賦役全書所載糧額、竟有一縣之中其上則不及四分者。是以從前查辦荒地、皆比照四圍升科。今新章不准比照四圍、又不准議租在四分以下。恐非加賦、難符部章矣。

答：本朝定例不准加賦。所以局中摘出上則不及四分賦額最低州縣、詳請咨部、准照該州縣下額升科。其餘中則與下則向在四分以下者、如舊有大小畝折徵之說、並准其循舊折徵。特達部冊內不必擊鉞。上行文件貴簡要也。

問：折徵之說、例有明文乎。

答：折徵之說、載存則例。但各州縣不盡有耳。然天下事例所不載者多矣。理苟不悖、事即可行。雖各項旗地向無折徵明文、而民糧地畝或以下地折上地、或以小畝折大畝、明明載在則例。部中豈不知之。各州縣查辦黑地、如果舊有折算之例、仍應各照該處向章辦理、以順輿情。無所庸其顧慮也。

- (107) 同治十三年『戶部則例』卷七田賦二上「清查旗地章程」。

- (108) 『姚端恪公文集』卷一七「丈冊末議」。

- (109) 南京大學の范金民教授は農村幹部時代の次のような話をしてくれた。「たとえ公社の畝数が一四二一畝とされていたが実際には一六〇〇畝あったとする。實際の一六〇〇畝として配給や割り當てを計算すると上司に批判されるが、一四二一畝とするとすんなりといく。こうしたことは公社から中央まであらゆる場面に蔓延している。」下でどのように操作するかにかかわりなく、上への報告を規則通り行うことで

システム全體が潤滑に機能するのである。

- (110) 咸豐『清河縣志』卷七民賦。

- (111) 康熙『大清會典』卷二〇田土一「丈量」順治一二年覆准、

又覆准。州縣錢糧與原額相符者、勿再紛更。其缺額地方、農隙時、州縣官親率里甲丈量。上官以次受成、不得差委滋擾。

- (112) 康熙『大清會典』卷二〇田土一「丈量」順治一五年覆准、

又覆准。直省田土、查明萬曆開賦役全書、與今賦役全書數符者、不必清丈。其餘有荒蕪田畝地方、選委廉幹官員、履畝清查、無得隱漏派累小民。

順治一二年の覆准は賦役全書作成のさなかに出されたもので、順治一五年の覆准はすでに賦役全書が完成した後のものである。西村前掲論文は順治一五年の覆准と山東、河南での丈量を取り上げるが、順治一四年の賦役全書の完成を考慮に入れていないので論旨は錯綜している。

- (113) 『皇朝經世文編』卷三一戶政六賦役三「鳳臺縣志論田賦」、

官無魚鱗冊、所指地界、漫無定準、難于丈量。上則中則、亦無依據科斷。加以衛田衛地、從中夾混、不可究詰。治此之法、惟有重釐地冊、更正賦額。

- (114) 韋慶遠『明代黃冊制度』、中華書局、一九六一、第三章。

- (115) 例えば冊書が祕藏の魚鱗冊をもとに徵税を行うことが擧げられよう。

冊書は存在自體がインフォーマルであるが、正規の官吏であつても上級に過少報告すること（もしくは報告しないこと）で同様の権力を行使できる。

- (116) 前掲拙稿参照。

〔附記〕 本稿は科學研究費補助金（獎勵研究（A））による研究成果の一部である。

別表1 現存清代賦役全書一覽

書名	編纂年度	所藏機關	備考
畿輔條鞭賦役全書 畿輔條鞭賦役全書 畿輔條鞭賦役全書 畿輔條鞭賦役全書 直隸順天府五州二十一縣賦役冊 直隸真定府賦役全書 直隸大名府賦役全書 直隸順德府賦役全書 直隸廣平府賦役全書 直隸廣平府賦役全書 直隸廣平府賦役全書 河間府賦役全書 宣府鎮賦役全書 宣化府賦役全書 直隸宣化府賦役全書 永平府賦役全書 奉天賦役全書	乾隆一* 乾隆~同治 光緒九 ? 康熙三* 順治 順治 順治 順治一二* 順治一二* 康熙三五* 順治 順治一四* 順治一~雍正一 乾隆一三* 順治一八 雍正	北圖 東文研 東洋文庫 傅斯年圖書館 北圖 北圖 北圖 內閣文庫、北圖 北圖 內閣文庫 北圖 北圖 東文研 東洋文庫 北圖 故宮	*書目三(乾隆六年の記事有) *書目五 *調査 *書目九 *調査 *書目二 *調査 *書目一〇 *安徽省分含む**書目一四 *調査 *調査
江南賦役全書* 江南賦役全書 江寧府賦役全書 蘇州府賦役全書 蘇州府賦役全書 蘇州府賦役全書 蘇州府賦役全書 蘇州府賦役全書 松江府賦役全書 太倉州屬州總賦役全書 常州府賦役全書	順治** 康熙二三+* 順治一四* 嘉慶二三 道光一〇* 同治四 光緒一 順治* 順治* 乾隆三* 順治*	北圖 內閣文庫 內閣文庫 內閣文庫 早稻田大 東文研 國會、東洋文庫 國會、東洋文庫 國會、東洋文庫 內閣文庫 北圖 內閣文庫	*目錄「王弘祚」に據る *目錄「王弘祚」に據る *調査&書目一七 *目錄「王弘祚」に據る

<p>鎮江府賦役全書 江南簡明賦役全書* 江南省江寧布政使所屬八府五州賦役全書* 江南安慶府賦役全書* 江南池州府賦役全書* 江南安屬歸併外衛賦役全書* 江南安屬歸併省衛賦役全書* 江南新宜等衛司賦役全書*</p>	<p>順治* 順治 乾隆 順治 順治 乾隆 乾隆 乾隆</p>	<p>內閣文庫 北圖 北圖 北圖 北圖 北圖 北圖 北圖</p>	<p>*目錄「王弘祚」に據る *安徽省分 *安徽省分 *安徽省分 *安徽省分 *安徽省分 *安徽省分 *安徽省分</p>
<p>山東省賦役全書 山東濟南府陵縣賦役全書 山東東昌府聊城縣現行簡明賦役全書 山東東昌府博平縣現行簡明賦役全書 山東東昌府在平縣現行簡明賦役全書 山東泰安府泰安縣現行簡明賦役全書 山東泰安府東平州現行簡明賦役全書 山東武定府蒲臺縣現行簡明賦役全書 賦役全書濱州志附冊 臨清直隸州呈賦役全書 山東兗州府滋陽縣簡明賦役全書 山東兗州府甯陽縣現行簡明賦役全書 山東兗州府鄒縣現行簡明賦役全書 山東沂州府蘭山縣賦役全書 山東沂州府莒州現行簡明賦役全書 山東濟寧直隸州金鄉縣簡明賦役全書 山東萊州府即墨縣現行簡明賦役全書 山東萊州府即墨縣現行簡明賦役全書 山東青州府益都縣現行簡明賦役全書 山東青州府博興縣現行簡明賦役全書</p>	<p>順治 ? 道光一六 道光一六 道光二六 光緒二二 光緒二二 光緒二二 咸豐一〇 道光二六 光緒三二 光緒三二 光緒二二 光緒二二 光緒二二 光緒二二 光緒二二 光緒二二 光緒二二</p>	<p>北圖 東文研 國會 ? 東文研 東文研 東文研 東文研 東文研 傅斯年圖書館 東文研 傅斯年圖書館 國會 國會 國會 國會 國會 國會 國會 東文研 傅斯年圖書館 東文研</p>	<p>*書目二四 *調查</p>
<p>山西賦役全書 山西賦役全書</p>	<p>順治一四* 康熙二五*</p>	<p>北圖 內閣文庫</p>	<p>*書目二四 *調查</p>

清代の賦役全書

<p>山西賦役全書 山西賦役全書 山西賦役全書 山西大同府屬賦役全書</p>	<p>雍正一二 乾隆四三* 嘉慶三 順治一四*</p>	<p>東洋文庫、北圖 東文研 東洋文庫 北圖</p>	<p>* 調査 * 書目二六</p>
<p>河南省賦役全書 河南省賦役全書 河南賦役全書* 河南布政使賦役全書 河南開封府賦役全書 河南許州屬簡明賦役全書 河南光州屬簡明賦役全書</p>	<p>順治一二* 康熙一* 光緒九 順治 順治一二*</p>	<p>北圖 北圖 東洋文庫、東文研 北圖 北圖 傅斯年圖書館 傅斯年圖書館</p>	<p>* 書目二七 * 調査 * 東洋文庫目録「河南省賦役全書」 * 書目二八</p>
<p>陝西省賦役全書* 陝西省賦役全書 陝西省賦役全書 陝西省更名賦役全書 陝西省西安布政使賦役全書 陝西省西安布政使賦役全書 陝西省屯糧賦役全書 陝西省屯衛賦役全書 陝西省屯衛賦役全書 延安府賦役全書 甘肅民屯賦役全書</p>	<p>順治** 道光一四 道光二四 道光二四 康熙 乾隆 康熙* 乾隆一〇* 順治 雍正*</p>	<p>北圖 故宮 東文研 東洋文庫 北圖 北圖 北圖 北圖 北圖 北圖 北圖</p>	<p>* 甘肅省分含む**書目二九 * 書目三三 * 書目三四 * 書目三六</p>
<p>福建賦役全書 福建賦役全書 福建通省賦役總冊全書 福建賦役全書 福建賦役全書*</p>	<p>順治一五* 康熙五 乾隆 乾隆二一* 道光二</p>	<p>内閣文庫、北圖 國會 北圖 北圖 東洋文庫、東文研、國會</p>	<p>* 調査 * 調査&書目三九 * 東洋文庫目録「福建省賦役全書」、國會目録「福建省賦役冊」、 「福建省賦役簡明冊」</p>
<p>欽定浙江賦役全書 浙江賦役全書 兩浙裁減全書</p>	<p>順治一四* 順治一四* 順治一四*</p>	<p>内閣文庫、北圖 内閣文庫 北圖</p>	<p>* 調査 * 調査 * 書目四一</p>

浙江省賦役全書 浙江省賦役全書 浙江省賦役全書 浙江省賦役全書 浙江省杭州府錢塘縣賦役全書 浙江省寧波府奉化縣賦役全書 浙江省寧波府定海縣賦役全書 浙江省溫州府瑞安縣賦役全書 浙江省溫州府松陽縣賦役全書 浙江省處州府遂昌縣賦役全書	康熙 乾隆 道光四 ? 道光一四 道光二三 道光九 道光三 乾隆一四 乾隆一八	復旦大學 故宮 故宮 東洋文庫 國會 國會 國會 國會 國會 國會	*書目四二 *書目四三
湖廣賦役全書 湖南賦役全書 湖南賦役全書	順治一六* 乾隆五* 同治一二 ?	北圖 北圖 東洋文庫 內閣文庫	*書目四五
四川賦役全書 四川省賦役全書	順治一六* 雍正一二 乾隆六 乾隆九* 道光二四	北圖 北圖 東洋文庫 北圖、內閣文庫	*書目四八
廣東賦役全書 廣東賦役全書	順治九* 乾隆*	北圖、內閣文庫 北圖	*書目四九 *一年か一二年(書目五〇、五一)
欽定廣西賦役全書 廣西賦役簡明全書 欽修廣西賦役全書 廣西賦役簡明全書	康熙七* 康熙七* 雍正一二* 乾隆*	北圖 北圖 北圖 北圖	*書目五二 *書目五四 *書目五三 *書目五五に「雍正一二」とある↓本論一(c)
雲南屯政賦役全書 雲南屯政賦役全書 雲南民糧賦役全書	康熙二 康熙一〇 康熙一〇	北圖 北圖 北圖	

清代の賦役全書

No.	書名	編纂年度	所藏機関
1	畿南條鞭冊賦役全書	順治一二	北平
2	畿南條鞭冊	順治一四	北平
3	畿輔條鞭賦役全書	乾隆初	北平
4	畿輔條鞭賦役全書	道光二三、嘉慶一八	清華
5	直隸順天府五州三十一府縣賦役全書	康熙三	北平
6	順德府賦役全書	順治一二	北平
7	大名府賦役冊	順治一二	北平
8	大名府賦役全書	道光一三	清華
9	廣平府賦役全書	順治一二	北平
10	永平府賦役全書	順治一八	北平
11	定州賦役全書	清刊本	清華
12	宣府鎮賦役全書	順治一四	北平
13	宣北府保安州賦役全書	雍正三	清華
14	江南賦役全書	順治間	北平
15	蘇州府賦役全書	道光一一～同治四	北平

No.	書名	編纂年度	所藏機関
16	蘇州府賦役全書	同治五～光緒元	清華
17	太倉州賦役全書	乾隆三	北平
18	江南安屬簡明賦役全書	順治八	北平
19	江南安屬賦役全書	順治一二	北平
20	江南安屬各衛賦役全書	雍正間	北平
21	安慶府簡明賦役全書	順治一二	北平
22	山東賦役全書	順治間	北平
23	山東登州府萊陽縣現行簡明賦役全書	道光二二	北平
24	山西賦役全書	順治一四	北平
25	山西賦役全書	雍正一五	北平
26	山西大同府屬賦役全書	順治一四	北平
27	河南賦役全書	順治一二	北平
28	河南開封府屬賦役全書	順治一二	北平
29	陝甘賦役全書	順治一八	北平

別表2 『清代行政制度參考書目』所載賦役全書一覽

出典：各圖書館の目録、『中國古籍善本書目』史部、上海古籍出版社、一九九一
 備考：國立國會圖書館（國會）、内閣文庫、東京大學東洋文化研究所（東文研）、北京圖書館（北圖）については實際に調査する機会があり、目録の誤りを補正している。なお現存のあらゆる賦役全書を網羅することを意圖してはいない。年のあとに「+」がある場合は、その年以降の編纂であることを示す。
 備考欄の「書目」とは『清代行政制度研究參考書目』を指し、その後の数字は次表の第一列に對應している。比定は圖書館、書名、卷數（表には示していない）、年號の一致を原則としたが、とくに雍正二二年以降に一〇年一修が實行された省、府については年を絞りきれなかったものもある。「調査」は實見して得たデータをもとにしていることを示す。また江蘇と安徽、湖北と湖南、陝西と甘肅は歴史的経緯から同じ欄にまとめた。

雲南民屯賦役全書	康熙三四	北圖	
雲南民屯賦役全書	乾隆一二	北圖	
貴州省民政賦役全書	雍正*	北圖	*書目六〇
貴州省民政賦役全書	乾隆	北圖	
貴州省賦役全書	嘉慶	故宮	

45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30
湖廣賦役全書	江西賦役經制全書	江西賦役經制全書	江西賦役經制全書	兩江裁減賦役全書	浙江賦役全書	福建賦役全書	福建賦役全書	福建賦役全書	甘肅民屯賦役全書	陝西西安屬賦役全書	陝西屯衛賦役全書	陝西屯糧賦役全書	陝西賦役全書	陝西賦役全書	陝西賦役全書
順治一四	咸豐三	乾隆五	順治一六	順治一四	順治一四	乾隆二一	乾隆二一	順治一五	雍正一	康熙二一	乾隆一〇	康熙一〇	康熙一〇	順治一〇	順治一〇
北平	清華	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	
貴州賦役全書	雲南民屯賦役全書	雲南民屯賦役全書	雲南屯政賦役全書	雲南民屯賦役全書	廣西簡明賦役全書	廣西簡明賦役全書	廣西簡明賦役全書	廣西賦役全書	廣東賦役全書	廣東賦役全書	廣東賦役全書	四川賦役全書	湖南賦役全書	湖南賦役全書	
雍正初	乾隆一二	康熙三四	康熙一〇	康熙一〇	雍正一二	康熙七	雍正一二	康熙七	乾隆一	乾隆元	順治九	乾隆九	乾隆六	雍正一二	
北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	北平	

*北平は北平圖書館、清華は清華圖書館の略。